

# 官報 号外 平成十九年三月二十三日

## ○第一百六十六回 衆議院会議録 第十六号

平成十九年三月二十三日(金曜日)

議事日程 第十一号

平成十九年三月二十三日

午後一時開議

第一 独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

### ○本日の会議に付した案件

日程第一 独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

（内閣提出）  
犯罪による収益の移転防止に関する法律案(内閣提出)

平成十九年三月二十三日 衆議院会議録第十六号

独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律案(内閣提出)

自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出)

（内閣提出）

○議長(河野洋平君) 午後一時三分開議 これより会議を開きます。

決の結果、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を議員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は議員長報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 本件を議員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 本件を議員長報告のとおり可決いたしました。

等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る三月十四日本委員会に付託され、十六日冬柴国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、二十日質疑を行い、質疑終了後、討論を行ない、採決いたしました結果、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(河野洋平君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

### 日程第二 恩給法等の一部を改正する法律案

(内閣提出) ○議長(河野洋平君) 日程第三、恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。本件を委員長報告のとおり可決いたしました。

君。

○佐藤勉君登壇

恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

的に改定する制度の導入等を行おうとするものであります。

本案は、去る三月九日本委員会に付託され、同月十五日菅総務大臣から提案理由の説明を聴取し、昨二十二日質疑を行い、これを終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

### 特定事業者による収益の移転防止に関する法律案

(内閣提出) ○加藤勝信君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

内閣提出、犯罪による収益の移転防止に関する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められます。

○議長(河野洋平君) 加藤勝信君の動議に御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よつて、日程は追加されました。

### 犯罪による収益の移転防止に関する法律案

(内閣提出) ○佐藤勉君 ただいま議題となりました法律案の一部を改正する法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、恩給受給者の要望等を踏まえ、扶助料制度間の不均衡是正の措置を講ずるとともに、恩給年額の水準を公的年金の引き上げ率により自動化します。

犯罪による収益の移転防止に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

第三に、弁護士及び弁護士法人による本人確認等に相当する措置については、本法に定める司法書士等の例に準じて日本弁護士連合会の会則の定めるところによるものとしております。

第四に、国家公安委員会は、捜査機関等及び外國の資金情報機関に対し、疑わしい取引の届け出しがある場合等に係る情報の収集、分析及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における犯罪による収益移転の防止対策に関する国際的動向にかんがみ、特定事業者による顧客等の本人確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届け出等の措置を講するとともに、国家公安委員会が疑わしい取引に関する情報の集約、整理等を行うことにより、犯罪による収益の移転防止やテロリズムに対する資金供与の防止等を図るものであります。

本件は、去る三月十五日本委員会に付託され、翌十六日溝手國家公安委員長から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入りました。昨日法務委員会との連合審査会を開会し、本日参考人から意見を聴取るなど慎重な審査を行い、質疑を終局いたしました。質疑終局後、直ちに討論を行いました。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

本件は、去る三月十五日本委員会に付託され、翌十六日溝手國家公安委員長から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入りました。昨日法務委員会との連合審査会を開会し、本日参考人から意見を聴取るなど慎重な審査を行い、質疑を終局いたしました。質疑終局後、直ちに討論を行いました。

本件は、去る三月十五日本委員会に付託され、翌十六日溝手國家公安委員長から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入りました。昨日法務委員会との連合審査会を開会し、本日参考人から意見を聴取るなど慎重な審査を行い、質疑を終局いたしました。質疑終局後、直ちに討論を行いました。

第一に、特定事業者の定義についてであります。特定期事業者として、金融機関、ファイナンスリース業者、クレジットカード業者、宅地建物取引業者、貴金属等取引業者、郵便物受取・電話受付サービス業者、弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士等をいうこととしておりま

す。

第二に、特定事業者による措置に係る規定の整備であります。

その一は、特定事業者は、一定の取引について顧客等の本人確認を行うとともに、その記録及び取引記録を七年間保存しなければならないこととしております。

第三に、弁護士及び弁護士法人による本人確認等に相当する措置については、本法に定める司法書士等の例に準じて日本弁護士連合会の会則の定めるところによるものとしております。

第四に、国家公安委員会は、捜査機関等及び外國の資金情報機関に対し、疑わしい取引の届け出しがある場合等に係る情報の収集、分析及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る三月十五日本委員会に付託され、翌十六日溝手國家公安委員長から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入りました。昨日法務委員会との連合審査会を開会し、本日参考人から意見を聴取るなど慎重な審査を行い、質疑を終局いたしました。質疑終局後、直ちに討論を行いました。

本件は、去る三月十五日本委員会に付託され、翌十六日溝手國家公安委員長から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入りました。昨日法務委員会との連合審査会を開会し、本日参考人から意見を聴取るなど慎重な審査を行い、質疑を終局いたしました。質疑終局後、直ちに討論を行いました。

本件は、去る三月十五日本委員会に付託され、翌十六日溝手國家公安委員長から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入りました。昨日法務委員会との連合審査会を開会し、本日参考人から意見を聴取るなど慎重な審査を行い、質疑を終局いたしました。質疑終局後、直ちに討論を行いました。

本件は、去る三月十五日本委員会に付託され、翌十六日溝手國家公安委員長から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入りました。昨日法務委員会との連合審査会を開会し、本日参考人から意見を聴取るなど慎重な審査を行い、質疑を終局いたしました。質疑終局後、直ちに討論を行いました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

官 報 (号 外)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 関税定率法等の一部を改する法律案を議題といたします。

関税定率法等の一部を改正する法律案及び同規

○伊藤達也君　ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

対応する等の見地から、法令を遵守する体制を整えている輸出入者等に対する特例措置の拡充、則水準の見直し、後発開発途上国に対する特別惠関税制度の拡充、暫定関税率等の適用期限の延長等を行うものであります。

本案は、去る三月十五日当委員会に付託され、二十日尾身財務大臣から提案理由の説明を聽取られ、本日質疑を行い、質疑を終局いたしました。続いて、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 討論の通告があります。これを許します。楠田大蔵君。

○楠田大蔵君　関税定率法等の一部を改正する法

## 関税定率法等の一部を改正する法律案 旨説明

律案に対する賛成討論をただいまより行わせていただきます。民主党・無所属クラブの楠田大蔵でございます。(拍手)

もちろん、賛成の中身にもそれぞれ理由があるのでございまして、今回、本法案に関しましては、関税の緊急措置について、農産品を中心にして百を超える対象が含まれており、輸入業者や流通業者、また地元で頑張っておられる農業者の方々を初め、そうした関係者の方々は、この法律の成立を心待ちにしておられます。

また、コンプライアンスにすぐれた輸出入者などに対する特例措置の改善等を行うなど、国際競争力の強化、利便性向上のための見直し、税関における水際取り締まりの強化、後発開発途上国に対する無税無権措置の拡充、暫定税率などの適用期限の延長など、緊急に措置すべき内容が数多く含まれておりますとして、民主党としては、あくまで賛成の立場であります。

ただし、本法案には、到底見逃すことができない改正も実は含まれております。

経済連携協定を実施するための関税暫定措置法の内容が相手国によってほど違いないということも踏まえまして、今回、一般的、包括的規定を設けるという措置がこの法案には含まれております。しかし、これまで経済連携協定が結ばれるごとに関税定率法等改正案が国会に提出され、財務金融委員会におきまして議論を行つてまいりました。そうした今までの流れが、本措置によりまして、新たな経済連携協定が結ばれても個別に委員会で議論をするという機会が失われてしまうわけになります。事務が煩雑だという理由のもとでこの改正がなされ、そして、今後こうした逐次の議論が省略されるとすれば、まさに、これまでの今国会の流れのよう、財務金融委員会やこの本会議でもたびたび行われた審議の時間の省略であるとか、こうしたまさに審議軽視につながるのではないか。我々は、そのような観点から、大変な危惧を持っています。

あくまで、改めて申し上げますが、今国会のこの改正案に関しましては、我々はそうした地元の皆様の頑張りにこたえて賛成でありますけれども、こうした国会軽視の流れに対してここで警鐘を申し上げまして、我々の賛成討論とさせていただきます。

て、駐留軍等の使用に供する施設及び区域が集中する沖縄県の住民の負担を軽減するとの観点から特に重要な意義を有する駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するための国際協力銀行の業務の特例及びこれに対する政府による財政上の措置の特例等を定める必要があります。

以上が、この法律案の提案理由であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要な駐留軍等の再編が行われる防衛施設の周辺地域の市町村に対し、住民の生

○議長(河野洋平君) 採決いたします。  
　本案の委員長の報告は可決であります。本案を  
委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を  
求めます。

○議長（河野洋平君）　この際、内閣提出、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案（内閣提出）の趣旨説明をして、趣旨の説明を求めます。防衛大臣久間章生君。

○國務大臣久間章生君（登壇）　駐留軍等の再編の問題な実施に関する特別措置法案について、その趣旨を御説明いたします。

駐留軍等の再編を実現することか、我が國の平和及び安全の維持に資することとも、我が国全体として防衛施設の近隣住民の負担を軽減する上で極めて重要であることにかんがみ、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設の周辺地域における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興並びに当該周辺地域を含む地域の一体的な発展に寄与するための特別の措置を講じ、あわせ

（拍手）

第一に、住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要な駐留軍等の再編が行われる防衛施設の周辺地域の市町村に対し、住民の生活の便利性の向上及び産業の振興に寄与する事業に係る経費に充てるため、駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗状況に応じ、再編交付金を交付することができるものとします。

第二に、駐留軍等の再編による影響が著しい再編関連特定周辺市町村を含む区域について、再編関連振興特別地域として指定され、当該地域の振興を図るために再編関連振興特別地域整備計画が決定された場合には、当該計画に基づく事業について、その要する経費に係る国負担、補助割合の特例等を設けます。

第三に、駐留軍等の再編に伴いアメリカ合衆国において実施される事業で駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するために必要なものに係る資金の貸し付け等を国際協力銀行に行わせるとともに、これに対する政府による財政上の措置を講ずることができるよう、国際協力銀行法の特例を設けます。

最後に、駐留軍等の再編に当たり、国は、駐留軍等労働者の雇用の継続に資するよう技能教育訓練その他の適切な措置を講じます。

そのほか、関係法律の規定の整備を行うものであります。

以上が、この法律案の趣旨でございます。



官 報 (号 外)

ければなりません。そのためには、我が国として、適切に予算上の措置を講じていく必要があります。

日本側の経費負担については、現在、再編案の詳細な計画等について日米間で検討しているところであり、具体的に申し上げる段階ではありませんが、今後、厳しい財政事情を踏まえて鋭意検討を進め、所要の経費を精査してまいりたいと考えております。

次に、再編交付金についてお尋ねがあります。

再編交付金は、再編による負担をみずから受け入れる地元市町村の我が国の平和と安全への貢献に国としてもこたえ、もって米軍再編を円滑に実施することを目的とするものであります。このため、同交付金は、再編に御理解をいたく市町村に対し、再編に向けた措置の進捗状況に応じて交付したいと考えております。

次に、米軍再編に係る地元調整についてお尋ねがありました。

地元の理解と協力を得つつ、米軍再編を円滑かつ早期に実現していくことが極めて重要であります。政府としては、現在提出しております再編特別措置法案の御審議を踏まえ、地元に対し同法案の内容等について御説明するとともに、今後とも、地元の切実な声によく耳を傾け、地域の振興に全力を挙げ取り組むことなどにより、米軍再編を着実に進めてまいります。

次に、グアム移転経費を我が国が分担することの意義についてお尋ねがありました。

在沖海兵隊の削減は、これまで沖縄県民が強く要望されてきたものであります。在日米軍の抑止力を維持しつつ、在日米軍基地が集中する沖縄の負担となるべく早期に軽減するため、我が国も充分の負担をすることとしたものであります。これは、我が国外交の基軸である日米同盟の信頼関係の維持と沖縄の負担の早期軽減につながる大きな意義を有するものであります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 長島昭久君。

(長島昭久君登壇)

○長島昭久君 民主党の長島昭久です。

私は、ただいま議題となりました駐留軍再編の円滑な実施に関する特別措置法案につきまして、外務大臣、防衛大臣、財務大臣並びに官房長官に対し、民主党・無所属クラブを代表して質問いたします。(拍手)

今から五十五年前の春、一九五二年四月二十八日、サンフランシスコ講和条約が発効し、六年九月にわたる占領に終止符が打たれ、我が国は晴れて主権を回復いたしました。その二日前、連合軍最高司令官マーシュ・リッジウェー米陸軍大将が、「独立する日本国民諸君へ」と題する祝福のメッセージを発表しております。その中で、リッジウェー大将は、アジア太平洋地域の平和維持が日米両国にとっての最重要課題である旨指摘した上で、次のように述べております。

この平和維持という目標に従つて日米両国には安全保障条約が結ばれ、これにより、日本とその周辺にある米陸海空軍の配置が取り決められた。これらの米軍が日本に駐留するのはたつ一つの目的、すなわち、日本が外部からの武力攻撃に対し固有の自衛権行使するための有効な手段をもつたぬ期間、日本を防衛するための暫定的な取扱い決めをしようというのである。だから、日本が直接及び間接の侵略に対して自己を防衛する力ができたとの自信を持つようなときが来れば、米駐留軍が撤退することも期待できるわけである。私は、その日が余り遠くないことを望んでいる。米

国は、海外のどこであれ、不必要に長くその軍隊の駐留を引き延ばすことをしてはいない、そのことは確かである。

リッジウェー大将は、米軍の駐留が、あくまで日本が自衛力を整備するまでの暫定的な取り決めであると明言しておられます。ところが、現実はどうでありますか。半世紀余りを経た今日にあってもなお、四万三千人の

米軍が、三百九平方キロという広大な日本の国土に排他的使用権を有する八十五カ所に上る基地施設を置き、ホスト・ネーション・サポートとして国民の税金から毎年二千億円以上の予算が投入されているのであります。そして、このたび、米軍再編によって、総額二兆円になんなんとするさらなる財政負担が取りざたされているのであります。

大戦終結から六十年が経過した今なお、米軍による占領の残滓がこれほどまでに鮮明にしられた国は、世界で我が國以外に見当たりません。日本の政治家として、この異常な事態を何としても克服しなければならない、そういう思いは与野党を超えて議場の皆さんに共通だと私は信じております。今回の米軍再編に対しまして、日本国政府としての姿勢の原点は、まさにこの問題意識に求められるべきだと思いますが、外務大臣そして防衛大臣、お二人の御所見を承りたいと存じます。

私は、何もこの議場で、ヤンキー・ゴー・ホームを叫ぶつもりはありません。日米同盟が我が国外交の基軸だということにも異論はありません。米軍の前方プレゼンスがアジア太平洋地域の平和と安定を支える国際公共財であり、その基盤を提供する戦略的な価値がまさしく我が国外交の貴重なアセットであります。しかし、その価値ある資産を日本外交が生かし切れていないばかりか、米軍再編をめぐる対米交渉の中で我が国の主体性が全く見えなかつたことに多くの国民がいら立つているのでございます。

日米同盟の特異性は、有事のリスクはアメリカ、平時のコストは日本という役割分担の非対称性にあります。この非対称性こそが、日米同盟を揺るがす最大のアキレス腱であります。有事に当たっては米国の兵力に依存する日本、そのかわりに背負わされた平時の負担は、今や国民の皆さんに受忍限度をはるかに超えるレベルに達しようとしております。我が国の自助努力が決定的に足りないことが最大の原因だと考えますが、外務大臣

臣、いかがでしょうか。大臣の率直な御見解を承りたいと思います。

そして、今回の世界的な米軍再編という千載一遇のチャンスに当たつてもなお、政府は、このゆがんだ同盟の基本構造に一切手をつけようとはしませんでした。すなわち、有事のリスクを我が国も引き受け、日米が相互補完的な役割を分担したのであります。その結果、相変わらず膨大な基地受け入れを含む平時のコストが残つたのであります。外務大臣、なぜ、かくも無気力な対米交渉に終始してしまったのでしょうか。戦後レジームからの脱却というのであれば、まず対米関係から実行に移していただきたい。明快な御答弁をよろしくお願いいたします。

ところで、政府は、米軍再編に当たり、負担の軽減と抑止力の維持という二つの基本原則を繰り返し強調してまいりました。海兵隊のグアム移転で、普天間基地を初め沖縄の負担はある程度軽減されることになりますが、逆に、岩国や座間のように負担がふえる自治体もあることを忘れてはなりません。

問題は、もう一つの柱である抑止力の維持に我が国がどう取り組もうとしているのかが全く見えないことであります。まさか、負担の軽減も、抑止力の維持も、米側から日本へ提供されるべきものと考えているわけではないでしょう。それは余りにも虫がよ過ぎる話で、同盟国として、いや、独立国として、甚だ無責任であると言わざるを得ません。防衛大臣、抑止力の維持、すなわち有事のリスクに対する我が国の役割は一体何なんでしょうか。国民の安全をつかさどる責任大臣としての明確な御答弁を承りたいと思います。

抑止力の維持については、別の疑問もわいてまいります。すなわち、沖縄駐留の海兵隊部隊が八千人規模でグアムへ移転するわけでありますから、これまでの兵力規模で維持されてきた米軍による抑止力がそのまま確保されるとは考えられま

せん。海兵隊の即応能力を担保してきた前方展開兵力削減の空白を一体何で埋め合わせようとしているのか、防衛大臣、国民に対してわかりやすく説明をしていただきたい。その際、米軍が大丈夫と言つてはいるから大丈夫だなどという答弁では到底納得いたしません。

米軍再編をめぐり、日本政府として本来あるべき姿は何だったのでしょうか。私は、長年にわたつてあいまいにされた集団的自衛権の行使を認め、日米同盟協力の中で抑止力の維持をめぐる日本側の任務や役割を拡大することを通じて、自衛隊と米軍兵力との間で重なり合っている部分を削減していく、そういう方法がベストであったのではないかと思いますが、皆さん、いかがでしようか。そうすれば、まさに半世紀前にリッジウェー大将が予告したように、今は必要のなくなった米軍兵力を削減するのですから、その対価として新たな財政負担を求められることもなく、米軍の駐留経費負担は兵力削減とともに自然と減額することができるはずですあります。外務大臣、そして防衛大臣、今後このような独立国として当たり前の姿勢を確立するおつもりがおありかどうか、明確な御答弁をお願いいたします。(拍手)

ところで、総理の公約である集団的自衛権の行使をめぐる事例研究は、一体いつ成果が出るのでしょうか。この程度の研究は、自衛隊の幹部や専門家を集めて三時間くらい集中討議をすれば、結論は出るはずです。やる気が全く見られません。官房長官、官邸ではどんな作業が進められているのか、いつまでに成案を得ようとしているのか、國民に対して説明責任を果たしていただきたい。また、この点について、日米同盟を対等なものに再編するとの観点から、防衛大臣の御所見を承りたいと思います。

次に、法案の内容について、二点に絞つて伺います。

第一に、膨大な再編経費はどのように捻出されます。

るおつもりでしようか。

先ほどの趣旨説明によりますと、従来からの米軍施設移転に伴う経費のみならず、新たに設けられる再編交付金に加え、住民生活の利便や産業など地域振興策にまで国費を投入するとされていましたが、これはすべて防衛省の予算でカバーされるのでしょうか。防衛大臣及び財務大臣に伺います。

その際、米軍再編の日米合意以前に策定された、防衛計画の大綱に基づく現行の中期防衛力整備計画の達成が圧迫をされ、下方修正を余儀なくされるようなことはないのかどうか、防衛大臣に伺います。

現在、我が国は、北朝鮮の核やミサイルの脅威に加え、ロシアや中国による大規模で急速な軍拡に直面をしております。米軍再編経費を捻り出すばかりに我が国独自の抑止力が低下するようでは、まさしく本末転倒ではないでしょうか。

第二に、グアム移転経費について、財務大臣に伺います。

本法案では、日本側の負担分のうち、政府が直接支出をする二十八億ドル以外の三十二・九億ドル分について、資金の出資、貸し付け等の業務を国際協力銀行が行うことができるとしています。国際協力銀行の本来的な業務に關係なく、グアム移転の業務を行うための特例措置が設けられましたが、唐突感を否めません。このような手法は今まで使われてきたのでしょうか、具体的な事例があればお答えください。

本法案は十年の時限立法にもかかわらず、資金の返済には米軍側から支払われる家賃や光熱水費が充てられるため、回収が完了するまでには四十五年かかるとされています。その間、区分経理を行つたため、駐留軍再編促進に係る金融勘定が設定され続けることになると思いますが、最終的に資金が回収できなかつた場合にどのように責任をとるおつもりか、財務大臣にお尋ねいたします。

ささらに、資金が、施設整備の名目で、海兵隊施設を超えたインフラ整備や増強される海空軍施設などへ目的外使用されるおそれはないのかどうか。米軍と民間会社が共同出資をする事業主体への関与のあり方を含め、資金の用途をチエックするための新たな仕組みが必要だと考えますが、財務大臣の見解を承ります。

いずれにいたしましても、本法案は、内容以前に、米軍再編に対する政府の基本姿勢そのものに重大な欠陥があると指摘せざるを得ません。明治の啓蒙家、福沢諭吉は、「独立の氣力なき者は國を思うこと深切ならず」、そう喝破しました。すなわち、独立心のない者が天下国家を語つても、それは深刻なものでも切実なものでもない。同じことは國家にも言えるのではないでしようか。すなわち、独立の氣力なき国家は世界を思うこと深切ならず。

私たちはそろそろ、自分の国は自分で守るという独立国としての当たり前の姿勢を確立すべきです。そうでなければ、平和構築に向けた我が国のいかなる理念や行動も、国際社会から眞の意味で信頼を集めることはないでしよう。そのためには、我が国を取り巻く有事のリスクにも正面から取り組み、安易な対米依存体質から一日も早く脱却しなければなりません。みずから足元もおぼつかなくなくて、インドやオーストラリアとの安全保障協力をつたところで、よせんそれは絵にかいたもちにすぎません。

もし、自公政権では過去のしがらみがあつて難しいのであれば、私たち民主党がかわつて、独立国家にふさわしい眞に対等な日米同盟関係を築いてまいる覚悟です。そのことを改めてお訴えをして、質問を終ります。

ありがとうございました。(拍手)

○國務大臣(麻生太郎君) 長島先生より四問いたしました。

まず、在日米軍駐留経費負担を含め、戦後六十年以上を経てもなお在日米軍が駐留している現状について政治家としてどう考えるか、また平時の

負担についてどう考えるかという一つのお尋ねに最初にお答えさせていただきます。

御存じのように、アジア太平洋もしくはユーラシア大陸の東半分、不安定で不確定な状況が現存している中にあって、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用は我が国の安全保障にとって不可欠であります。在日米軍駐留経費負担はそのためには重要な役割を果たしていると存じます。

政府といましては、今後とも、この駐留経費負担につきましては、厳しい財政状況に十分配慮しつつも、所要の見直しを図りつつ、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保するため適切に対応していく考えであります。

次に、今般の在日米軍再編協議に対する評価についてのお尋ねがありました。

今般の日米協議では、日米間の役割、任務、能力を検討するとともに、抑止力を維持しつつ、地元の負担軽減を実現するとの観点から米軍再編に精力的に取り組んでまいりました。これは、日米防衛協力の推進と相まって、日米同盟の抑止力の信頼性を一層向上させ、我が国の平和と安全をより盤石にいたします。また、日米安保協力の強化を通じ、国際社会の取り組みに効果的に貢献する上で也有意義であると考えております。

最後になりますが、集団的自衛権の行使を認め、自衛隊と米軍の役割、任務分担の重複を検討した場合の米軍再編についてのお尋ねがあります。

日本間では、不安定な安全保障環境の中で脅威に効果的に対処するため、まずは現行の法制度の中で日米の役割、任務分担を検討し、米軍再編に取り組むことが重要と考えておりますが、いずれにせよ、自衛隊と米軍の任務が重複しているとは考えておりません。

これらはいずれも大切な質問であります。詳しく御説明が必要があるうと存じますが、御質問い合わせましたのが何せ三十分ぐらい前的话でありますので、質問書が提出されておりますのが

官報(号外)

今のような条項。仮に、今の御質問にちょっとお答えし切れていた場合、追つて文書をもつて回答させていただきます。(拍手)

〔國務大臣久間章生君登壇〕

○國務大臣(久間章生君) 長島議員にお答えいたします。

まず、米軍駐留が続く我が国の現状についてのお尋ねがありました。

アジア太平洋地域に存在する不安定で不確実な状況のもとで、我が国は、自国の安全が脅かされるすべての事態に対しても、みずから防衛力のみで対処することは困難であり、日米安保条約を堅持し、米軍に施設・区域を提供して我が国の安全を確保することは必要であると考えます。

次に、抑止力の維持に対する我が国の役割についてお尋ねがありました。

抑止力の維持に関する我が国自身の役割については、新たな脅威や多様な事態への対応、対処も含め、防衛計画の大綱に従って、我が国の防衛体制を強化していくこととしており、また、米軍再編においても、訓練移転による日米共同訓練の実施やキャンプ座間等における日米の司令部併置により、日米間の相互運用性の向上等を通じて、抑止力の維持を図ることとしています。

次に、グアム移転に伴う前方展開兵力の空白への対応についてお尋ねがありました。

米国は、太平洋における兵力構成を強化するため、海兵隊の緊急事態への対応能力の強化や、それらの能力のハワイ、グアム及び沖縄の間での再分配を実施しております。これにより、個別の事態の性質や場所に応じて、より適切かつ柔軟な対応が可能となるものと考えております。

次に、自衛隊の任務、役割の拡大と米軍兵力の削減についてお尋ねがありました。

抑止力の維持に関する我が国自身の任務、役割については、新たな脅威や多様な事態への対処を含め、防衛計画の大綱に従って、我が国の防衛体制を強化していくこととしております。しかしな

がら、みずから防衛力のみでは自国の安全が脅かされるようなすべての事態には対処できない以上、日米安全保障条約による在日米軍の駐留による抑止力の維持が必要となります。

次に、集団的自衛権の行使に係る研究についてお尋ねがありました。

防衛省としては、総理が施政方針演説で述べた

ように、世界の平和と安定に一層貢献するため、時代に合った安全保障のための法的基盤を再構築する必要があり、いかなる場合が憲法で禁止されている集団的自衛権の行使に該当するのか、個別具体的な類型に即し、研究を進めていくとの考え方を踏まえ、政府全体として取り組んでいくべきもとのと考えております。

次に、米軍再編経費と防衛省予算との関係についてお尋ねがありました。

骨太の方針二〇〇六においては、既存の防衛予算のさらに思い切った合理化、効率化を行つてもなお、今後五年間、国の予算を名目伸び率ゼロ以下水準とする削減目標の中では、地元の負担軽減に資する措置的確かつ迅速な実施に支障が生じると見込まれる場合は、各年度の予算編成過程において検討し、必要な措置を講ずるものとされており、財務省といたしましては、この基本方針二〇〇六にのつて適切に対応してまいります。

最後に、米軍再編経費と中期防達成の関係についてお尋ねがありました。

御指摘の米軍再編経費が見込まれるところですが、我が国の防衛力を、新たな脅威や多様な事態、国際平和協力活動にも実効的に対応し得るものとするため、思い切った合理化、効率化を行つても、防衛計画の大綱や中期防に基づき、防衛力を着実に整備するよう努めてまいり所存であります。(拍手)

米軍再編経費の捻出についてのお尋ねがあります。(拍手)

した。

米軍再編経費と防衛関係費の関係については、昨年七月の基本方針二〇〇六において、米軍再編費を含む防衛関係費について、これを聖域化することなく、名目伸び率ゼロ以下の削減目標を設け、さまざまな分野で合理化、効率化に取り組むこととされています。

他方、同方針においては、米軍再編に要する経費については、既存予算のさらに思い切った合理化、効率化を行つてもなお、削減目標の中では、米軍再編に関する地元の負担軽減に資する措置の具体的な類型に即し、研究を進めていくとの考え方を踏まえ、政府全体として取り組んでいくべきものとされており、財務省といたしましては、この基本方針二〇〇六にのつて適切に対応してまいります。

国際協力銀行の業務についてのお尋ねがありました。

これまで、新しい立法によつて国際協力銀行に追加的な業務を行うための措置をとつたことはありません。海兵隊のグアム移転事業における国際協力銀行の役割は、駐留軍等の再編を実現するこにより、我が国の平和及び安全の維持を実現しようとするものであります。

一方、現在の国際協力銀行の目的は、我が国輸出入もしくは海外における経済活動の促進等を行うというものであり、本法案により、今回、業務の特例を設けることとしたところであります。国際協力銀行の出資、融資資金の回収についてのお尋ねがありました。

在沖縄米海兵隊のグアム移転のうち、米軍が支払う家賃や使用料により将来的に資金回収が可能となる家族住宅とインフラは、民活事業により整備することとし、その資金は政府からの出資や融資などにより措置することとしております。民活事業の事業スキームや所要経費の積算の細部についてお尋ねがありました。

今後、米国が支払う家賃収入やインフラ使用料収入により出資や融資などが確実に回収されるよ

う、きちんと精査してまいります。

海兵隊のグアム移転に係る資金使途のチェックについてのお尋ねがありました。

在沖縄の米軍海兵隊のグアム移転については、

その詳細を日米両国間で協議中と承知しております。が、我が国の財政資金を投入するものであることをから、その資金使途のチェックの仕組みについても、今後のスケールの検討の中で適切に対応されるべきものであると考えております。(拍手)

〔國務大臣塙崎恭久君登壇〕

○國務大臣(塙崎恭久君) 長島議員にお答えを申上げます。

集団的自衛権の事例研究についてお尋ねがございました。

日本をめぐる安全保障環境が大きく変化していることは、御案内のとおりでございます。特に、近年、大量破壊兵器やミサイルの拡散、テロとの闘い、地域の紛争の多発等によりまして、厳しさが一層増大してきております。このような中で、国民の生命、身体そして財産を守るために日米同盟が効果的に機能することがこれまでにも増して重要なととなっております。世界の平和と安定なしに我が国の平和と安定はない。PKOを初めとする国際的な平和活動への一層積極的な関与も必要となつてきております。

こうした観点から、時代状況に適合した実効性のある安全保障の法的基盤を再構築する必要性があると考へています。集団的自衛権の問題を含め、憲法との関係の整理につき、個別具体的な類型に即して整々と検討をただいま行つておるところです。

こうした問題については、静かな環境で落ちておるごとに、その上で最終的な結論を出すことになると考へております。(拍手)

以上でございます。

(議長退席、副議長着席)

○副議長(横路孝弘君) 遠藤乙彦君。

[遠藤乙彦君登壇]

○遠藤乙彦君 公明党の遠藤乙彦です。

私は、公明党を代表し、ただいま議題となりました駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案につきまして、防衛大臣並びに外務大臣に對し質問を行います。(拍手)

質問に入る前に、去る三月十一日、十二日の両日にわたり、安全保障委員会の理事会メンバーにより、在沖縄海兵隊の移転先であるグアム島の現地視察を行い、私も参加いたしました。限られた時間内のものでありますたが、百聞は一見にしかず、有益な視察であったと思いますので、まずその所感を申し述べたいと思います。

総括的に申し上げれば、グアムへの海兵隊移転は、抑止力の維持の点で問題はなく、沖縄の負担を軽減し、グアム島の振興、発展に資し、今後の日米同盟協力関係の信頼性、有効性の強化につながり得る一石二鳥、三鳥の施策と思われ、ぜひとも成功させる必要があることを強く感じてまいりました。

グアム島は、東アジアを視野に入れながら、過ぎずまた近過ぎず、一定の距離を置いて、緊張を高めることなく緊急展開能力を集積して、抑止力を維持するという観点からは絶妙の地政学的、戦略的位置にあります。近年、このことが再評価され、米軍再編の中でも、グアム島は特に重要な戦略拠点の一つとして位置づけをされ、今後、拡充強化される方向にあります。

また、これは現地視察をして初めて理解できたことです、が、グアム島は、沖縄とは異なり、基地はあっても基地問題はないということも重要な点であります。グアム島は淡路島と同じくらいの面積に約十六万人の人口を有していますが、ほどんど島の中央部に集中して住んでいます。他方、基地は、アラバ海軍基地及びアンダーセン空軍基地という広大な基地がありますが、いずれも島の外

れにあり、民間地区とは離れているため、いわゆる基地問題は存在しません。

グアム島のほとんど唯一の産業は観光産業であり、年間百二十万人と言われる観光客の八割は日本人観光客に依存している状況ですが、島の観光産業の展望は必ずしもよろしくなく、今後安定した

基地経済への依存度を高めることは、グアム島の財政事情の改善や雇用機会の確保にとり賢明な選択であると考えられます。

力マチヨ・グアム島知事にもお会いし、意見を聞きましたが、海兵隊員八千人、家族九千人、合計一万七千人は島の人口の一〇%を超えるものであり、この受け入れは、インフラ整備等の課題はあるが、グアム島の成長、発展の機会としてとらえており、歓迎している、島民の理解を得つつ本件をサポートしていきたいとの発言がありました。

他方、島のインフラは、六〇年代から七〇年代にかけてつくられたものであり、老朽化し、能力が不足しており、電気、ガス、飲料水の供給、排水処理、廃棄物処理等かなり大規模な投資が必要であり、大きな課題であります。

また、グアム島の面積の三割は国防省及びグアム島政府所有地であり、海兵隊移転先での住宅建設等も、土地代はかかるはずであり、費用の積算根拠については改めて精査が必要であり、今後、タックスペイヤーである国民に対する十分な説明責任を果たす必要があることを強く感じました。

グアム島には、今後、高性能無人偵察機のグローバルホークも配備される予定の由でありますと、このような偵察能力強化と緊急展開能力の集積は、抑止力の維持という点のみならず、アジア太平洋地域における自然災害の際の緊急援助能力についてどうお考えか、政府の答弁をお聞きいたします。

第四に、在日米軍再編、特に海兵隊のグアム移転は、沖縄の負担を軽減するものとして歓迎される一方、再編事業の進展に伴い、沖縄米軍基地で働く九千名近く日本人労働者のうち、余剰人員が三千名以上に上るのではないかとの見方が広が

てあらゆる資源、手段を活用すべきであります。我が国としてはこのような視点から建設的な提案を行うことも検討すべきと考えております。以上、所感を述べましたが、外務大臣及び防衛大臣の御意見があればお聞かせいただければと思います。

続いて、法案に関する質問に入させていただきます。

第一に、法案の背景、前提となつているトランプオーメーション、いわゆる米軍再編並びにグローバル・ポスチャード・レビュー、全世界の米軍配置見直しの本質を政府としてどう認識しておられるのか、またそのことにより我が国の安全保障体制がどのように変化するのかについての基本認識を伺いたいと思います。

第二に、法案では、再編交付金の段階的交付という仕組みが採用されていますが、この点については、巷間、交付金を使って自治体に負担の受け入れを強いるためのためとむちではないかとの批判が寄せられております。政府がこのような仕組みを導入した理由について伺います。

第三に、グアム島移転経費について、我が国が総額六十億九千万ドルを負担することが日米間で合意されております。このうち、家族住宅、基地内のインフラ向けの三十二億九千万ドルについては、国際協力銀行による出資、融資で行い、いずれ家賃収入などにより回収可能になるとの説明がなされております。政府として、国際協力銀行を通じた出資、融資が何年程度で回収されると見積もっておられるのか、また不良債権化するリスクについてどうお考えか、政府の答弁をお聞きいたします。

第四に、在日米軍再編、特に海兵隊のグアム移転は、沖縄の負担を軽減するものとして歓迎される一方、再編事業の進展に伴い、沖縄米軍基地で働く九千名近く日本人労働者のうち、余剰人員が三千名以上に上るのではないかとの見方が広が

り、現地では将来に対する不安が広まつております。国の政策に伴つて大量の失業者が発生し、地域経済に悪影響を与えるような事態は、何としても避けなければなりません。政府としては、本法案に基づき、具体的にいかなる技能教育を講じようとしているのか、また再就職あつせんなど雇用不安に対する具体的な策についてどのように考えているのか、政府の考え方を答弁いただきたい。

第五に、最も憂慮されることですが、沖縄県を中心とする自治体における受け入れ合意がいまだに得られていません。まさに防衛省移行が実現した今こそ、防衛省の組織と能力をフルに發揮して、地元への説明、調整に最大限の努力を傾注し、関係自治体の受け入れ合意が得られることを切に希望するものであります。地元との調整の見通しとそぞれに取り組む決意について、防衛大臣の答弁を求めます。

最後に、本件法案は抑止力の維持にかかるものであります、抑止は安全保障問題のコインの一面であり、もう一つの面は、言うまでもなく対話であります。抑止なき対話も、対話なき抑止も平和の維持に失敗してきたこと、抑止と対話の賢明なバランスこそ持続的な平和の構造を構築する基本であることは、歴史の教えるところであります。

昨年九月三十日に行われた公明党大会で採択された新宣言において、我が国はアジアとの共生、統合を進めるとともに太平洋のかけ橋となることを目指すべきことを打ち出しております。二十一世紀のアジア太平洋地域において、我が国としてどのような安全保障対話を進めていくのか、日米と中国との戦略対話と信頼醸成、ASEAN地域フォーラムの活用、六カ国協議における北東アジア安全保障メカニズム等についてどのように考えておられるのか、外務大臣並びに防衛大臣の御見解をお聞きして、私の質問を終わります。

官 報 (号 外)

〔國務大臣久間章生君登壇〕

○國務大臣(久間章生君) 遠藤議員にお答えいたしました。

在沖海兵隊のグアム移転は、在日米軍の抑止力を維持しつつ、在日米軍基地が集中する沖縄の負担を軽減し、在日米軍の再編の一環として、我が国外交の基軸である日米同盟の信頼性の強化につながるものであり、ぜひとも実現しなければなりません。

次に、米軍の変革と我が国の安全保障体制についてお尋ねがありました。

米国は、安全保険環境の変化や軍事技術の進展に合わせて軍の変革を進めており、その一環として、世界的に展開する米軍の態勢も、テロなどの新たな安全保障上の課題に適切に対処できるよう見直しを行っております。在日米軍の再編は、この一環であると同時に、我が国にとっては、抑止力を維持しつつ、地元負担の軽減を図るものであり、その実施を通じて、日米安保体制は一層確固たるものとなり、ひいては我が国の平和と安全をより強固にするものと考えております。

次に、再編交付金の交付の仕組みを導入した理由についてお尋ねがありました。

再編交付金は、米軍再編により負担の増加する市町村に対し、米軍再編を円滑に実施することを目的に交付するものであります。再編の実施に向けて事業が進捗した場合に交付額も増額する仕組みとすることにより、目的に沿った交付の仕組みとしたものであります。

次に、出資、融資の回収期間及び不良債権化するリスクについてお尋ねがありました。

現時点では、日米間で協議中であるため確たることは申し上げることはできませんが、例えば家族住宅については米国の事例を踏まえれば、家業の建設から維持管理を行うことから、事業

期間は五十年程度になると考えられます。また、長期間にわたる資金回収により出資や融資が確実に回収されるよう、引き続き事業スキームや所要経費を精査してまいります。

次に、本法案に基づく技能教育、また再就職の運転、パソコンなどの技能教育訓練を講ずる所存であります。

また、再就職等の施策についても、離職前職業訓練を始めさまざまな施策について、関係省庁と連携しつつ努力する所存であります。

次に、米軍再編に係る地元調整についてお尋ねがありました。

地元の理解と協力を得つつ、米軍再編を円滑かつ早期に実現していくことが極めて重要であります。政府としては、現在提出しております再編特別措置法案の御審議を踏まえ、地元に対し同法案の内容等について御説明するとともに、今後とも、地元の切実な声によく耳を傾け、地域の振興に全力を挙げて取り組むことなどにより、米軍再編を着実に進めてまいります。

最後に、アジア太平洋地域における安全保障対話についてお尋ねがありました。

防衛省としては、同地域の平和と安定のため、米国とも連携しつつ、中国等との二国間の交流やASEAN地域フォーラム等の多国間による枠組みの活用等を通じて、各との信頼、協力関係の増進に努めています。(拍手)

〔國務大臣麻生太郎君登壇〕

○國務大臣(麻生太郎君) 遠藤先生より三問ちょ

う下さいしております。

まず、在沖海兵隊のグアム移転についてのお尋

在日米軍再編の協議におきましては、グアム移転により、抑止力を維持しつつ、沖縄の地元負担の軽減を図ることができるとの認識を日米間で共有するに至っております。議員御指摘のとおり、グアム移転はこのような重要な意義を有しております。また、日米安保体制がより一層強固、確固たるものになると思っております。政府といたしましては、その着実な実施に向けて、米側と引き続き緊密に協議を進めてまいりたいと考えています。

次に、米軍再編の意義についてのお尋ねがありました。

米国は、軍事技術の進歩を背景に、より機動性の高い態勢というものを実現すべく、世界規模での軍事態勢の見直しを行っていると承知をいたしております。在日米軍再編は、米国のかかる取り組みの一環であるとともに、我が国にとりましては、抑止力を維持しつつ、地元負担の軽減を実現するものと思っております。これにより、日米安保体制は一層確固たるものとなり、ひいては我が国の平和と安全をより盤石にすることができると考えます。

最後に、二十一世紀のアジア太平洋地域における安全保障対話の進め方等についてのお尋ねがあつております。

この地域の平和と安定のためには、日米同盟を基盤としつつ、同地域における米国の存在と関与を前提に、二国間及び多国間の対話の枠組みを重層的に整備強化することが現実的であり、適切な考え方だと考えております。我が国は、今後とも、米国、中国、韓国などの安全保障に関する対話をを行い、双方の信頼関係を進展させるよう努めてまいります。また、アジア太平洋の主要国が参加をする全般的な政治、安全保障の枠組みであります。

さらに、六者会合は、北朝鮮の核問題を、我が国を含む北東アジアの安全保障を確保しながら、

平和的に解決する上では最も現実的な枠組みだと考えております。この枠組みのもとで、北東アジアの平和及び安全メカニズムに関する作業部会が設置をされ、先般、第一回会合が開催をされました。日本といたしましては、この作業部会を含みます六者会合の枠組みが域内の信頼醸成を促進する上でも有益なものとなりますよう、積極的に関与を続けてまいりたいと考えております。(拍手)

○副議長(横路孝弘君) 赤嶺政賢君。

〔赤嶺政賢君登壇〕

○赤嶺政賢君 私は、日本共産党を代表して、米軍再編特措法について質問します。(拍手)

そもそも、アメリカが進めている米軍再編は、先制攻撃戦略に同盟国を深く組み込み、地球規模で軍事態勢を再編成するものであり、在日米軍と自衛隊の再編もその一環にほかなりません。イラクやアフガニスタンの泥沼化によって、その戦略の破綻は明白です。にもかかわらず、政府は、沖縄の負担軽減のためと言つて、再編計画を推進しています。

再編は、キャンプ座間、横田基地、原子力空母が配備される横須賀とあわせ、陸海空すべてで米軍と自衛隊の司令部を同じ場所に置き、一体化するものであります。岩国は、嘉手納に匹敵する極東最大級の巨大な基地にされ、全国の基地で日米共同訓練をあらゆるレベルで日常的に行うものであります。沖縄では、名護市辺野古に、地上部隊と一緒に一体化した、垂直離着陸機オスプレーも使用可能な滑走路を一本も持つ新基地がつくられようとしています。嘉手納には既にF-22ステルス戦闘機やPAC-3ミサイルが新たに配備され、パラシュート降下訓練が強行されているのであります。

沖縄に新たな負担を押しつけるものにはなりません。政府は再編計画そのものを撤回すべきであ

り、その推進のための法案など、もつてのほかと言わなければなりません。

まず聞きたいのは、政府がいまだに再編の全体像を明らかにしていないことです。

昨年、ローレス米国防副次官が、日本側の負担額は三兆円に上ると述べました。ところが、政府は今に至るも、およそその見積よりも、厳しい財政状況の中で費用負担にどのような歯どめがあるのかも示していません。また、再編でどのような新たな基地建設を行うのか、その全体像も明らかにしていません。政府が強調してきた沖縄の土地の返還は、本年三月までに示すといなながら、いまだに明らかにしていない 것입니다。これらは再編の基本問題です。法案審議に入る前の前提として、明確に説明すべきであります。

第一に、グアム移転経費なるものの負担根拠の問題です。

本来、米軍部隊が自分の国に戻るのは撤退にはかなりません。撤退に要する費用は、米国政府自身が負担するのが当然ではありませんか。これまでも、米軍の撤退費用を負担した例が世界のどこにあるのですか。

そもそも、沖縄の米軍基地は、米軍占領下に、銃剣とブルドーザーで住民の土地を強奪して構築したもので、強奪した土地から引き揚げる米軍の撤退場所の確保まで日本の税金で見るなどといふことは、断じて許されません。沖縄の土地強奪の歴史に照らして、どう説明するのですか。

また、日米安保条約、地位協定上、撤退費用の負担などという規定が一体どこにありますか。政府はこれまで、日米地位協定上何ら負担義務がないにもかかわらず、思いやりと称して、在日米軍駐留経費を分担してきました。ところが、今度は、日本国内どころか、日米安保条約、地位協定さえ想定していない米国領グアムの米軍司令部や隊舎、家族住宅、インフラ整備に巨額の財政負担

を行なうというのです。こんなことが財政法上なぜ許されるのですか。負担の根拠について明確な説明を求めます。

次に、グアムの米軍基地増強との関係です。

グアムの米軍基地増強は、米国政府自身がみずからの方針に基づいて進めるものであり、今回の在沖海兵隊の移転計画は、その一部を担うものにばかりません。

先日、安保委員会としてグアムに行つてきましたが、既にB-52戦略爆撃機や原子力潜水艦の配備が進められ、今後さらに、米陸軍司令部と大隊規模の部隊配備、原子力空母の本格寄港に向けた港湾整備、無人偵察機グローバルホークや空中給油機の配備などが計画されています。太平洋地域重視を打ち出したQDRに基づき、陸海空海兵隊統合の新たな一大戦略拠点をつくろうとしているのです。政府は、こうした米国の計画をどう認識し、海兵隊移転計画との関係をどう説明するのですか。

政府は、海兵隊司令部八千人とその家族九千人をグアムに移転すると言いますが、米太平洋軍が昨年九月に発表したグアム統合軍事開発計画によると、一万人規模の地上、航空、後方支援の実戦部隊から成る海兵旅団をグアムに新設することを明らかにしています。司令部はそのうち二千八百人を占めるにすぎません。実戦部隊はさまざまなものから移転すると明記しています。昨年の日米合意は、既に大もとから崩れていますのでありますか。明確な答弁を求めます。

さらに、負担の仕組みの問題です。

法案は、米軍家族住宅や基地インフラ整備については、国際協力銀行を通じた出資や融資の仕組みをつくるとしています。日本の資金で建設するところが、政府・与党は、一方的に閣議決定を行ない、国防は国の専管事項だから政府に従えと言つて、再編計画を押しつけてきたのであります。その上、本法案では再編交付金を創設しようとしています。これは、従来の基地交付金などは全く異なり、再編による基地強化を受け入れた地方自治体のみを対象とし、しかも計画の進捗状況に応じて交付額をふやそうというものであります。法案は、どういう地方自治体を対象とするのか、再編による影響の増加の程度と範囲をどうは

政府は、日本の出資、融資は将来返済されると言いますが、その保証はどこにあるのですか。返済期間は四十年とも五十年とも言われていますが、それはその間、日本政府がグアムの米軍基地を支え続けるということですか。グアムの米軍をどういう規模とするかは米軍の判断一つであり、それによつて返済の保証が搖らぐことになるのでありますか。これがまともな財政運営と言えますか。

また、司令部や隊舎については、真水、すなわち日本の税金を直接投入するとしています。真水を投入するとは、具体的にどういことですか。

日本の税金で建設した資産を米側に無償で譲渡するということですか。法案は、なぜ真水について何も規定していないのですか。日米間において何の取り決めもしないのですか。このような税金投入を国会の審議も承認もなしに進めるなど、到底許されません。明確な答弁を求めます。

最後に、今、多くの地方自治体、地域住民が再編の受け入れに反対しています。住民の生活と安

全に責任を持つ地方自治体が、危険きわまりない基地強化に反対と懸念の声を上げるのは当然であります。政府は、そうした声を真摯に受けとめるべきであります。

ところが、政府・与党は、一方的に閣議決定を行ない、国防は国の専管事項だから政府に従えと言つて、再編計画を押しつけてきたのであります。その上、本法案では再編交付金を創設しようとしています。これは、従来の基地交付金などは全く異なり、再編による基地強化を受け入れた地方自治体のみを対象とするものではありませんが、抑止力を維持しつつ、沖縄の負担となるべく早期に軽減するため、我が國も応分の負担をすることとしたものであります。

次に、海兵隊のグアム移転費用の負担の根拠についてお尋ねがありました。

米海兵隊のグアムへの移転経費の分担は、日米安保条約や地位協定の適用の対象となるものではありませんが、抑止力を維持しつつ、沖縄の負担をなるべく早期に軽減するため、我が國も応分の負担をすることとしたものであります。また、財政法上、海外に所在する外国政府の施設を我が國

すべてを防衛大臣の裁量にゆだねるというのですか。

結局、この再編交付金は、政府方針を受け入れさせるために、地方を金の力でねじ伏せるものではありませんか。まさに基地を抱える自治体と住民を愚弄するものであり、断じて許されません。

以上、再編計画と法案の撤回を求め、質問を終ります。(拍手)

#### 〔國務大臣麻生太郎君登壇〕

○國務大臣(麻生太郎君) 赤嶺先生より六問いた

だいております。

まず、米軍移転経費を負担した前例に関するお尋ねがあつております。

駐留米軍の国外への移転に関し、日本以外の米国の同盟国がいかなる財政支援を行つたかにつき、確定的に知り得る立場にはありませんが、これまで承知している範囲において、御指摘のような事例は把握しております。

次に、沖縄の歴史とグアム移転の関係についてのお尋ねがありました。

沖縄に駐留する米軍は、日米安保条約の目的達成のため、重要な役割を果たしてきております。米軍の施設・区域の集中により、沖縄県民の方々に大きな負担をかけていることは十分に認識をいたしております。海兵隊のグアム移転につきましては、抑止力を維持しつつ、沖縄の負担となるべく早期に軽減するため、我が國も応分の負担をすることとしたものであります。

次に、海兵隊のグアム移転費用の負担の根拠についてお尋ねがありました。

米海兵隊のグアムへの移転経費の分担は、日米安保条約や地位協定の適用の対象となるものではありませんが、抑止力を維持しつつ、沖縄の負担をなるべく早期に軽減するため、我が國も応分の負担をすることとしたものであります。また、財政法上、海外に所在する外国政府の施設を我が國









## (議案送付)

一、去る二十日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

独立行政法人国立博物館法の一部を改正する法律案

雇用保険法等の一部を改正する法律案

児童手当法の一部を改正する法律案

(質問書提出) 一、去る二十日、議員から提出した質問主意書は

夕張市の財政再建に対する国対応に関する質問主意書(滝実君提出)

外務省の秘密保全に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省要人外国訪問支援室に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

竹島問題をめぐる日韓密約に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

高知県東洋町における高レベル放射性廃棄物の最終処分場建設までの手続きに関する質問主意書(高井美穂君提出)

一、昨二十二日、議員から提出した質問主意書は次とのおりである。

在日米軍等の再編に関する質問主意書(笛木竜三君提出)

北方領土問題についての露紙報道に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

高レベル放射性廃棄物の最終処分施設の設置可能性を調査する区域への高知県東洋町の応募に関する質問主意書(辻元清美君提出)

一、去る二十日、内閣から次の答弁書を受領した。

## (答弁書受領)

## 衆議院議員鈴木宗男君提出竹島問題についての

外務省の基本認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議員照屋寛徳君提出ウチナーンチュの法的地位などに関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員の国会議員へのわび状提出問題に関する再質問に対する

答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本大使館政務担当公使の贈与等報告に関する第三回質問に対する答弁書

平成十九年三月九日提出

竹島問題についての外務省の基本認識に関する質問主意書

平成十九年三月九日提出

竹島問題についての外務省の基本認識に関する質問主意書

内閣衆質一六六第一一一号

竹島問題についての外務省の基本認識に関する質問主意書

内閣衆質一六六第一一一号

竹島問題についての外務省の基本認識に関する質問主意書

内閣衆質一六六第一一一号

竹島問題についての外務省の基本認識に関する質問主意書

内閣衆質一六六第一一一号

竹島問題をめぐる日韓密約に関する質問主意書

内閣衆質一六六第一一一号

高知県東洋町における高レベル放射性廃棄物の最終処分場建設までの手続きに関する質問主意書

内閣衆質一六六第一一一号

在日米軍等の再編に関する質問主意書

内閣衆質一六六第一一一号

なされたが、右答弁は、竹島が日本に返還され以外の形態での竹島の領有権に関する問題が解決される可能性があることを認めるものか。

明確な答弁を求める。

右質問する。

平成十九年三月九日提出

質問第一一二号

ウチナーンチュの法的地位などに関する質問主意書

提出者 照屋 寛徳

衆議院議員照屋寛徳君提出ウチナーンチュの法的地位などに関する質問に対する答弁書

内閣衆質一六六第一一一号

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島問題についての

外務省の基本認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島問題についての外務省の基本認識に関する質問に対する答弁書

内閣衆質一六六第一一一号

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島問題についての外務省の基本認識に関する質問に対する答弁書

内閣衆質一六六第一一一号

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島問題についての外務省の基本認識に関する質問に対する答弁書

内閣衆質一六六第一一一号

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島問題についての外務省の基本認識に関する質問に対する答弁書

内閣衆質一六六第一一一号

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島問題についての外務省の基本認識に関する質問に対する答弁書

内閣衆質一六六第一一一号

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島問題についての外務省の基本認識に関する質問に対する答弁書

内閣衆質一六六第一一一号

ウチナーンチュの法的地位などに関する質問主意書

提出者 照屋 寛徳

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島問題についての

外務省の基本認識に関する質問に対する答弁書

内閣衆質一六六第一一一号

今年は、一九七二年五月十五日、沖縄が「日本復帰」してから、三十五年目の歴史的節目の年である。沖縄の近現代史は、常に日本の国策に翻弄され、ウチナーンチュ(沖縄人)は、主体的に自らの運命を選択する機会を与えられてこなかった。「復帰」から、三十五年を迎える沖縄の現実は、「復帰前」と本質的に変わりはなく、特に、膨大な米軍基地が県内各地に存在し続いていることから、軍隊が駐留するが故の事件・事故も頻発し続け、ウチナーンチュの人権は、日本国憲法の下にあつても、保障されていない。

安倍総理は、「自分の自民党総裁任期中の六年以内に、憲法改正を目指したい」と述べ、改憲手続きともいべき、憲法改正国民投票法案を「今年五月三日の憲法記念日までに成立を図りたい」との意欲を示している。一方で、政府は、法治国家として、沖縄問題を解決する諸施策立案・展開の中で、およそ、法治国家の名に値しない施策を執っている。ある識者は、沖縄問題に関する限り、政府の態度は、法治国家ではなく、「放置国家」、あるいは「法恥国家」だという。誠に当を得た、言い得て妙なる、直言だと思う。

以下、質問する。

一、政府は、ウチナーンチュ(沖縄人)は、いつから法的に日本国民になつたと考えているのか、その法的根拠、始期を示した上で、政府の見解を明らかにされたい。

二、悲惨な沖縄戦が終わり、一九七二年五月十五日の「復帰」の日まで、沖縄は、米国の軍事支配を行つていくという方針である。との答弁がたるものである。

下に置かれていた。その間、高等弁務官がウチナーンチュの生殺與奪の権限を有し、日本とは異なる法体系の下で、基本的個人権も、政治的自由も、自治をも与えられていなかつた。米国の軍事支配下にあつて、ウチナーンチュは、「琉球人」としての法的地位で扱われていた。政府は、ウチナーンチュが、法的に日本人と異なる「琉球人」として扱われるようになつたその法的根拠、始期を示した上で、「琉球人」の法的地位に関する政府の見解を明らかにされたい。

三 安倍総理は、「自民党總裁としての自分の任期は三年で、二期までしか務められない。自分の任期中に憲法改正を目指したい」、また、「戦後六十年がたつて、憲法に時代にそぐわない条文があるのも事実」と述べている。政府は、日本国憲法が沖縄に適用されて六十年が経過したものと考えているのか、日本国憲法の下に「復帰」を希求した沖縄の現状に照らし、その認識を示した上で、政府の見解を明らかにされたい。

四 安倍総理は、「戦後六十年がたつた」などと述べているが、沖縄にとって、去つた戦争は、いつ終結し、いつから「戦後」は始まつたのか、又、沖縄と日本(他の都道府県)の「戦後」とは、同一の概念・定義なのか、その認識の根拠を示した上で、政府の見解を明らかにされたい。

五 悲惨な沖縄戦の終結から、一九七二年五月十五日の「復帰」の日まで、沖縄は「無憲法」下で、米国の軍事支配下にあつた。「復帰」から今日までも、沖縄は「反憲法」的な日常を強いられてゐる。今、大事なのは、憲法改正ではなく、憲法の理念を活かし、わが国が平和国家として歩むことである。私は、憲法改悪には反対であり、特に、憲法第九条を変えてはならないと考えるものである。政府は、日本国憲法前文で明定する平和的生存権は、いかなる法的効力を有することである。私は、憲法改悪には反対であり、ウチナーンチュ

に平和的生存権が保障されていると考えているのか、沖縄の現状に照らし、その認識を示した上で、政府の見解を明らかにされたい。

六 安倍総理の今通常国会施政方針演説における沖縄問題に取り組む姿勢は、昨年九月の臨時国会における所信表明演説の内容と、一言半句も違ひがなかつた。安倍総理には、沖縄の諸問題解決に向けて、事態を前進させようという熱意が全く感じられないと、多くの県民は落胆している。政府の沖縄の諸問題解決へ向けての方針と具体的施策を示した上で、政府の基本的態度を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六六第一一二号  
平成十九年三月二十日  
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員 照屋 寛徳君提出ウチナーンチュの法的地位などに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕  
衆議院議員 照屋 寛徳君提出ウチナーンチュの法的地位などに関する質問に対する答弁書

#### 一について

お尋ねの「ウチナーンチュ(沖縄人)」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、一般に、沖縄の方々については、遅くとも明治三十二年に制定された旧国籍法施行の時から日本国籍を有していたものと承知している。

お尋ねの「琉球人」が何を指すのか必ずしも明らかなこともあり、政府として、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。なお、沖縄を含む我が国と各連合国との間の戦争状態は、日本国との平和条約により、同条約が効力を生じた昭和二十七年四月二十八日に終了した。

五について  
「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」と述べているところであり、この権利は、当然に沖縄の方々も含めた日本国民も有すべき権利と考えられる。

お尋ねのいわゆる平和的生存権の法的効力については、その権利の主体、内容、性質等の点でなお不明確であり、人権の基礎にあってそれを支える理念的な権利ということはできるが、裁判で争うことのできる具体的な法的権利性を認めることは難しいと一般に考えられている。

米国民政府布令第六十八号(琉球政府章典)においては「琉球住民」の定義及び「琉球住民」の琉球政府に対する権利義務等が定められていたと承知している。なお、同布令第三条にいう「琉球住民」は日本国籍を有していた。

三について  
昭和四十七年五月十五日の沖縄の復帰前においては、日本国憲法は、観念的には同地域に施行されていたが、現実には、日本国との平和条約(昭和二十七年条約第五号)により米国が施政権を行使していたため、実効性をもつて適用されることとはなかつたと考えている。

したがつて、沖縄については、米国から施政権が返還された昭和四十七年五月十五日以後、日本国憲法の規定が実効性をもつて適用されることになつたと考えている。

四について  
お尋ねの「戦後」という言葉は、様々な文脈で用いられるものであり、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。なお、沖縄を含む我が国と各連合国との間の戦争状態は、日本國との平和条約により、同条約が効力を生じた昭和二十七年四月二十八日に終了した。

五について  
日本国憲法は、その前文第二段において、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」と述べているところであり、この権利は、当然に沖縄の方々も含めた日本国民も有すべき権利と考えられる。

外務省職員の国会議員へのわび状提出問題に関する再質問主意書  
平成十九年三月十二日提出  
質問 第一 一 三 号  
外務省職員の国会議員へのわび状提出問題に関する再質問主意書  
提出者 鈴木 宗男

#### 一について

「前回答弁書」(内閣衆質一六六第九三号)を踏まえ、追加質問する。

外務省職員の国会議員へのわび状提出問題に関する再質問主意書  
〔前回答弁書〕(内閣衆質一六六第九三号)を踏まえ、追加質問する。

一 外務省職員が行政文書を隠滅することが認められているか。認められているとするならば、その法令上の根拠を明らかにされたい。

二 「前回答弁書」において、「御指摘の「わび状」が、衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員による国会議員に対する「詫び状」の提出に関する再

官 報 (号外)

質問に対する答弁書(平成十八年十月二十七日内閣衆質一六五第六号)四についてでお答えした書簡を指すのであれば、外務省において調査した範囲では、「外務省として当該書簡の写しは保有していない。」との答弁がなされているが、二〇〇二年に当時、外務省大臣官房人事課に勤務していた大菅岳史氏が既に外務省を退職していいた東郷和彦元オランダ大使に対し右書簡の写しを提供した事実があると承知するところ、確認を求める。

三 大菅岳史氏は、いかなる職務権限に基づき東郷和彦氏に右書簡の写しを提供したのか。

四 現在、外務省に右書簡の写しが所在しないということは、外務省が右書簡の写しを隠滅したことと解してよいか。

内閣衆質一六六第一一三号

内閣總理大臣 安倍 晋三

平成十九年三月二十日  
内閣總理大臣 安倍 晋三  
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員の国会議員へのわび状提出問題に関する再質問  
〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員の国会議員へのわび状提出問題に関する再質問  
〔別紙〕

外務省文書管理規則(平成十八年外務省訓令第十六号)に基づき、文書を保存又は廃棄等することとしている。  
二から四までについて

現在訴訟が係属中である事案に係るお尋ねであるため、外務省としてお答えすることは差し控えたい。

平成十九年三月十二日提出  
質問 第一一四号  
在口シア連邦日本大使館政務担当公使の贈与等報告に関する第三回質問主意書  
提出者 鈴木 宗男

在口シア連邦日本大使館政務担当公使の贈与等報告に関する第三回質問主意書  
〔前回答弁書〕(内閣衆質一六六第六号)を踏まえ、追加質問する。

一 「前回答弁書」において、倉井高志在口シア大使館政務担当公使(以下、「倉井公使」という)の国家公務員倫理法で義務づけられた贈与等報告書の提出問題について、「外務省として、御額をロシア連邦政府の職員個人に負担してもらったことはないと承知している。」との答弁がなされたが、外務省としては「倉井公使」が真実を述べていると認識しているか。

二 「倉井公使」が現職に発令された日から平成十九年三月五日までの間に、自己の飲食に要する費用として五千円を超える価額をロシア連邦政府機関に負担してもらつたことがあるか。

三 ロシア科学アカデミーの職員は国家公務員倫理法第二条第五項及び第六項の事業者等に当たるか。

四 「倉井公使」が現職に発令された日から平成十九年三月十二日までの間に、自己の飲食に要する費用として五千円を超える価額をロシア科学アカデミーの職員に負担してもらつたことがあるか。

九年三月十二日までの間に、自己の飲食に要する費用として五千円を超える価額をモスクワに在勤する日本人報道関係者に負担してもらつたことがあるか。

右質問する。

五 について  
国家公務員倫理法上、報道機関は同法第二条第五項の事業者等に当たり、モスクワに在勤する日本人の報道機関関係者が所属する報道機関の利益のためにする行為を行う場合には、同条第六項の規定により、同条第五項の事業者等とみなされる。

六 について  
内閣總理大臣 安倍 晋三  
衆議院議長 河野 洋平殿

内閣衆質一六六第一一四号  
平成十九年三月二十日  
内閣總理大臣 安倍 晋三  
衆議院議員鈴木宗男君提出在口シア連邦日本大使館政務担当公使の贈与等報告に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。  
〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出在口シア連邦日本大使館政務担当公使の贈与等報告に関する第三回質問に対する答弁書

九年三月十二日までの間に、自己の飲食に要する費用として五千円を超える価額を立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。  
平成十九年二月二日  
内閣總理大臣 安倍 晋三

外務省として、我が国政府の代表がロシア連邦を公式訪問した際、ロシア連邦政府が主催する公式的行事として訪問日程に組み込まれた食事会に出席して飲食物の提供を受けたこと等、国家公務員倫理法第六条第一項が規定する贈与等報告書を提出する場合には該当しない事例はあつたと承知しているが、これらについては、自己の飲食に要する費用が五千円を超えるものであつたか否かを把握していない。

三について  
国家公務員倫理法上、ロシア科学アカデミーを改正する法律  
(独立行政法人農林水産消費技術センター法の一部改正)

第一条 独立行政法人農林水産消費技術センター法(平成十一年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。  
独立行政法人農林水産消費安全技術センター法  
第一条及び第二条中「独立行政法人農林水産消費技術センター」を「独立行政法人農林水産消



報 (号外)

官

2 この法律の施行の際現に林木育種センターが全技術センターが肥飼料検査所等の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、農林水産消費安全技術センターが承継する資産の価額（同条第九項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧肥飼料検査所法第十一條第一項又は旧農業検査所法第十一條第一項の規定による承認を受けた金額をあらるときは、当該金額に相当する金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から農林水産消費安全技術センターに対し出資されたものとする。この場合において、農林水産消費安全技術センターは、その額により資本金を増加するものとする。

3 前項に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（農林水産消費安全技術センターによる国有財産の無償使用）

第五条 国は、この法律の施行の際現に肥飼料検査所に使用されている国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条第一項に規定する国有財産をいう。）であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、農林水産消費安全技術センターの用に供するため、農林水産消費安全技術センターに無償で使用させることができる。

（林木育種センターの解散等）

第六条 独立行政法人林木育種センター（以下「林木育種センター」という。）は、この法律の施行の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において独立行政法人森林総合研究所（以下「森林総合研究所」という。）が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、この法律の施行の時において国が承継する。

4 林木育種センターの平成十九年三月三十一日における事業年度における業務の実績についての通則法第三十二条第一項の規定による評価は、森林総合研究所が受けるものとする。この場合において、同条第三項の規定による通知及び勧告は、森林総合研究所に対してなされるものとする。

5 森林総合研究所の施行日を含む中期目標の期間に係る通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出及び公表は、林木育種センターの施行日の前日を含む中期目標の期間に係る同条の事業報告書に記載すべき事項を含めて行うものとする。

6 森林総合研究所の施行日を含む中期目標の期間における業務の実績についての通則法第三十四条第一項の規定による評価は、林木育種センターの施行日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績を考慮して行うものとする。

7 林木育種センターの平成十九年三月三十一日における事業年度に係る通則法第三十八条及び第三十九条の規定により財務諸表等に関し独立行政法人が行わなければならないとされる行為は、森林総合研究所が行うものとする。

8 林木育種センターの平成十九年三月三十一日における事業年度における通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に係る業務は、森林総合研究所が行うものとする。

9 前項の規定による処理において、通則法第十四条第一項及び第二項の規定による整理を

行つた後、同条第一項の規定による積立金が支拂はるときは、当該積立金の処分は、施行日の前日において林木育種センターの中期目標の期間が終了したものとして、森林総合研究所が行うものとする。この場合において、附則第九条の規定による廃止前の独立行政法人林木育種センター法(平成十一年法律第二百八十九号)。次条第一項において「旧林木育種センター法」という。)第十二条の規定(同条の規定に係る罰則を含む。)は、なおその効力を有するものとし、同条第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「独立行政法人森林総合研究所の独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律(平成十九年法律第二号)の施行の日を含む」と、「次の中期目標の期間における前条」とあるのは「中期目標の期間における独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第二百九十八号)第十一条」とする。

10 第一条の規定により林木育種センターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(森林総合研究所への出資)

第七条 前条第一項の規定により森林総合研究所が林木育種センターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、森林総合研究所が承継する資産の価額(同条第九項の規定によりなされた定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から森林総合研究所に對し出資されたものとする。この場合において、森林総合研究所は、その額により資本金を増加するものとする。

2 附則第四条第二項及び第三項の規定は、前項の資産の価額について準用する。

(林木育種センターの職員から引き続き森林総合研究所の職員となつた者の退職手当の取扱い)

第八条 森林総合研究所は、施行日の前日に林木育種センターの職員として在職する者(独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第二十六号)以下この条において「整備法」という。)附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。)で引き続いて森林総合研究所の職員となつたものの退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)としての引き続いた在職期間を森林総合研究所の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。ただし、その者が整備法の施行の日以後に林木育種センターを退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。





3 國土交通大臣は、検査法人が天災その他の事由により基準適合性審査を円滑に処理することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、基準適合性審査を自らも行うこととすることができる。この場合において、国土交通大臣は、検査法人の設備を、基準適合性審査のため必要な限度において、無償で使用することができる。

4 国土交通大臣は、前項の規定により基準適合性審査を行うこととし、又は同項の規定により行つてはならない。

5 國土交通大臣が第三項の規定により基準適合性審査を行うこととし、又は同項の規定により行つてはならない。

2 前項第十号に掲げる者のうち検査法人が行う基準適合性審査を受けようとする者は、同項の規定にかかるわらず、実費を勘案して政令で定める額の自動車検査証の交付に係る手数料及び基準適合性審査に係る手数料をそれぞれ国及び検査法人に納めなければならない。

6 第二項の手数料で検査法人に納められたものは、検査法人の収入とする。

### 附 則

#### (施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第二条中道路運送車両法第二条の改正規定、附則第九条の規定並びに附則第十二条中特別会計に関する法律(平成十九年法律第二百五十三条第一号)及び附則第一百五十八条第一号の改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(職員の引継ぎ等)

第二条 この法律の施行の際現に自動車検査独立行政法人(以下「検査法人」という。)の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、引き続き検査法人の職員となるものとする。

第三条 前条の規定により検査法人(以下「施行日後の検査法人」という。)の職員となった者に対する国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十九号)第八十二条第二項の規定の適用について、施行日後の検査法人の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により國家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したことみなす。

第四条 附則第二条の規定により施行日後の検査法人の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続いて施行日後の検査法人の職員となつた者のうち施行日から雇用保険法(昭和四十九年法律第二百六十六号)による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に施行日後の検査法人を退職したものであつて、その退職した日まで施行日前の検査法人の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

(国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置)

第五条 施行日前に施行日前の検査法人を退職した者に関する国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、施行日後の検査法人の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

第六条 この法律の施行の際現に存する特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)。次条において「特効法」という。)第四条第二項に規定する労働組合であつて、その構成員の過半数が附則第二条の規定により施行日後の検査法人の職員となる者であるもの(以下この項において「旧労働組合」という。)は、この法律の施行の際労働組合法(昭和二十四年法律第二百七十四号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、旧労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

3 施行日の前日に検査法人(以下「施行日前の検査法人」という。)の職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続いて施行日後の検査法人の職員となり、かつ、引き続いて施行日後の検査法人の職員として在職した後引き続いだ国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の施行日後の検査法人の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての在職期間とみなす。ただし、その者が施行日後の検査法人を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

4 施行日後の検査法人は、施行日の前日に施行日前の検査法人の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続いて施行日後の検査法人の職員となつた者のうち施行日から雇用保険法(昭和四十九年法律第二百六十六号)による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に施行日後の検査法人を退職したものであつて、その退職した日まで施行日前の検査法人の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第二条第一項の規定により労働組合法の適用を受けたものは、施行日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の證明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

5 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、施行日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の證明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

6 第二項の規定により労働組合法の適用を受ける労働組合となつたものについては、施行日から起算して六十日を経過する日までは、同法第二条ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(不当労働行為の申立て等についての経過措置)

第七条 施行日前に特労法第十八条の規定に基づき施行日前の検査法人がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している施行日前の検査法人とその職員に係る特労法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する特労法第三章(第十二条から第十六条までの規定を除く。)及び第六章に規定する事項については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるものの

官 報 (号 外)

ほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

**第九条** 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

(恩給法の一部改正)  
恩給法等の一部を改正する法律

第一条 恩給法(平成十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十七条及び第十八条を次のように改める。

第十七条 恩給ノ支給ヲ停止スベキ事由ガ生ジタルニ拘ラズ其ノ支給ヲ停止スベキ期間ノ分

トシテ恩給ガ支払ハレタルトキハ其ノ支払ハレタル恩給ハ其ノ後ニ支払フベキ恩給ノ内払ト看做スコトヲ恩給ヲ減額シテ改定スベキ

事由ガ生ジタルニ拘ラズ其ノ事由ガ生ジタル月ノ翌月以後ノ分トシテ減額セザル額ノ恩給ガ支払ハレタル場合ニ於ケル其ノ恩給ノ其ノ減額スペカリシ部分ニ付亦同ジ

第十八条 恩給ヲ受クルノ権利ヲ有スル者死亡ニ因リ其ノ恩給ヲ受クルノ権利ガ消滅シタルニ拘ラズ其ノ死亡ノ日ノ属スル月ノ翌月以後ノ分トシテ当該恩給ノ過誤払ガ行ハレタル場合ニ於テ当該過誤払ニ依ル返還金ニ係ル債権(以下返還金債権ト称ス)ニ係ル債務ノ弁済ヲ為スベキ者ニ支払フベキ恩給アルトキハ総務省令ノ定ムル所ニ依リ当該恩給ノ支払金ノ金額ヲ当該過誤払ニ依ル返還金債権ノ金額ニ充當スルコトヲ得

第六十五条第一項中「十九万三千二百円」の下に「調整改定率(恩給改定率(第六十六条第一項ノ規定ニ依リ設定シ同条第二項乃至第五項ノ規定ニ依リ改定シタル率ヲ謂フ以下同ジ)ヲ謂フ但シ恩給改定率ガ一ヲ下ル場合ハ之ヲ一トス以下同ジ)ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額ニ五十円未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ切捨テ五十円以百円未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ百円ト

ス)」を、「十三万二千円」及び「三万六千円」の下に「調整改定率ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額ニ五十円未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数ヲ生ジタルニ拘ラズ其ノ支給ヲ停止スベキ期間ノ分トシテ恩給ガ支払ハレタルトキハ其ノ支払ハレタル恩給ハ其ノ後ニ支払フベキ恩給ノ内払ト看做スコトヲ恩給ヲ減額シテ改定スベキ

五十円以上百円未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ百円トス」を加え、同条第六項中「二十七万円」及び「二十一万円」の下に「調整改定率ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額ニ五十円未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ百円トス)」を加え

五十円以上百円未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ百円トス」を加える。

第五十円以上百円未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ百円トス」を加える。

ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ 前二項ノ規定ニ依ル恩給改定率ノ改定ノ措置ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム	第三項但書ノ規定ノ適用アル場合ニ於テ第二項ノ規定ニ依リ改定シタル恩給改定率ガ一ヲ下ルコトナルトキハ同項及第三項ノ規定ニ拘ラズ之ヲトス
第七十四条中「重度障害ノ状態ニシテ」を「公務員ノ死亡ノ當時ヨリ重度障害ノ状態ニ在且」に改める。	第六十六条を次のように改める。
第六十六条 平成十九年度ニ於ケル恩給改定率ハ〇・九六七トス	第六十六条 平成十九年度当該年度ノ国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第二十七条ニ規定スル改定率(同法第二十七条の三又ハ第二十七条の五ノ規定ニ依リ改定シタルモノニ限ル以下国民年金改定率ト称ス)ヲ平成十九年度(此ノ条ノ規定ニ依ル恩給改定率ヲ引上げル改定方行ハレタルトキハ直近ノ当該改定方行ハレタル年度)ノ国民年金改定率ヲ以テ除シテ得タル率(当該率ガ一ヲ下ル場合ハ之ヲ一トス)ヲ基準トシテ改定シ当該年度ノ四月以降ノ恩給ニ付之ヲ適用ス
別表第二号表から別表第五号表までを次のように改める。	第六十五条第一項中「七万二千円」及び「三万六千円」の下に「調整改定率ヲ乗ジテ得タル額

第二号表(第六十五条関係)	
重度障害ノ程度	金額
第一項症	第一項症ノ額ニ其ノ十分ノ七以内ノ額ヲ加ヘタル額
第一項症	五、七三三、〇〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額
第二項症	四、七六九、〇〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額
第三項症	三、九二七、〇〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額
第四項症	三、一〇八、〇〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額
第五項症	二、五一四、〇〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額
第六項症	二、〇三三、〇〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額
第七項症	此ノ表ノ下欄ニ掲グ額ニ五十円未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ百円トス

障害ノ程度	金額
第一款症	六、〇八八、〇〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額

官 報 (号 外)

第二 款 症	五、〇五〇、〇〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額
第三 款 症	四、三三三、〇〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額
第四 款 症	三、五五九、〇〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額
第五 款 症	二、八五五、〇〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額

此ノ表ノ下欄ニ掲グル額ニ五十円未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ百円トス

第四号表(第七十五条関係)

退 職 当 時 ノ 傅 給 年 額	率
五、三七四、二〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額以上ノモノ	三三・〇割
五、三七四、二〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額未満ノモノ	三三・八割
五、九六四、六〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額ヲ超工	三四・五割
五、九六四、六〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額未満ノモノ	三四・八割
四、九七四、六〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額ヲ超工	三一・九割
四、九七四、六〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額未満ノモノ	三一・七割
四、九六四、六〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額ヲ超工	三〇・九割
四、九六四、六〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額未満ノモノ	三〇・二割
四、九七四、六〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額ヲ超工	二九・三割
四、九七四、六〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額未満ノモノ	二九・八割

五一〇、八〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額ヲ超工	七〇三、一〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額以下ノモノ
五一〇、八〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額ヲ超工	四二〇、三〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額以下ノモノ
四五七、六〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額ヲ超工	四二〇、三〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額以下ノモノ
四五七、六〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額ヲ超工	三八七、四〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額ヲ超工
四五七、六〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額ヲ超工	三八七、四〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額以下ノモノ
三五四、六〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額ヲ超工	三〇一、七〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額ヲ超工
三五四、六〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額ヲ超工	三五四、六〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額以下ノモノ
三五四、六〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額ヲ超工	一、三〇一、七〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額ノモノ
三五四、六〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額ヲ超工	一、三〇一、七〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額ノモノ
三五四、六〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額ヲ超工	三一・九割
三五四、六〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額ヲ超工	三一・七割
三五四、六〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額ヲ超工	三三・四割
三五四、六〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額ヲ超工	三三・〇割
三五四、六〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額ヲ超工	三四・五割

第五号表(第七十五条関係)

退 職 当 時 ノ 傷 給 年 額	率
五、三七四、二〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額以上ノモノ	一七・三割
五、三七四、二〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額未満ノモノ	一七・八割
五、九六四、六〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額ヲ超工	一七・二割
五、九六四、六〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額未満ノモノ	一八・〇割
四、九七四、六〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額ヲ超工	一八・二割
四、九七四、六〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額未満ノモノ	一八・八割
四、九七四、六〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額ヲ超工	一九・五割
四、九七四、六〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額未満ノモノ	一九・二割
四、九七四、六〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額ヲ超工	二九・三割
四、九七四、六〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額未満ノモノ	二九・八割

官 報 (号 外)

二〇・四割	二、六、一九一、二〇〇円二調整改定率ヲ乗ジテ得タル額ヲ超工六四六、八〇〇円二調整改定率ヲ乗ジテ得タル額以下ノモノ
二〇・九割	二、〇四八、二七〇円二調整改定率ヲ乗ジテ得タル額ヲ超工一九一、二〇〇円二調整改定率ヲ乗ジテ得タル額以下ノモノ
二三・〇割	二、九三三、九〇〇円二調整改定率ヲ乗ジテ得タル額ヲ超工〇四八、七〇〇円二調整改定率ヲ乗ジテ得タル額以下ノモノ
二三・七割	二、八一七、二〇〇円二調整改定率ヲ乗ジテ得タル額ヲ超工九三三、九〇〇円二調整改定率ヲ乗ジテ得タル額以下ノモノ
二三・七割	二、七〇三、一〇〇円二調整改定率ヲ乗ジテ得タル額ヲ超工八一七、二〇〇円二調整改定率ヲ乗ジテ得タル額以下ノモノ
二三・〇割	二、六五一、〇〇〇円二調整改定率ヲ乗ジテ得タル額ヲ超工七〇三、一〇〇円二調整改定率ヲ乗ジテ得タル額以下ノモノ
二三・〇割	二、五五六、六〇〇円二調整改定率ヲ乗ジテ得タル額ヲ超工六五一、〇〇〇円二調整改定率ヲ乗ジテ得タル額以下ノモノ
二三・七割	二、三八七、四〇〇円二調整改定率ヲ乗ジテ得タル額ヲ超工五六六、六〇〇円二調整改定率ヲ乗ジテ得タル額以下ノモノ
二三・九割	二、三五四、六〇〇円二調整改定率ヲ乗ジテ得タル額ヲ超工三八七、四〇〇円二調整改定率ヲ乗ジテ得タル額以下ノモノ
二四・三割	二、三〇一、七〇〇円二調整改定率ヲ乗ジテ得タル額ヲ超工五四四、六〇〇円二調整改定率ヲ乗ジテ得タル額以下ノモノ
二四・九割	二、三〇一、七〇〇円二調整改定率ヲ乗ジテ得タル額ノモノ
二五・八割	此ノ表ノ上欄ニ掲タル額ニ五十円未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ百円トス
此ノ表ノ下欄ニ掲タル率ニ依リ計算シタル年額ガ一、四二〇、七〇〇円二調整改定率ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額ニ五十円未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ百円トス)未満ト為ルトキハ於ケル第七十五条第一項第三号ニ規定スル扶助料ノ年額ハ當該額トス	

附則別表第一(附則第十三條關係)

階級	仮定俸給年額
大將	八、三三四、六〇〇円に調整改定率を乗じて得た額
中將	七、四三四、六〇〇円に調整改定率を乗じて得た額
少將	六、二九一、四〇〇円に調整改定率を乗じて得た額
大佐	五、五〇三、一〇〇円に調整改定率を乗じて得た額
中佐	五、一七〇、一〇〇円に調整改定率を乗じて得た額
少佐	四、一二六、七〇〇円に調整改定率を乗じて得た額
大尉	三、四三二、六〇〇円に調整改定率を乗じて得た額
中尉	二、七三五、二〇〇円に調整改定率を乗じて得た額
少尉	二、三九二、八〇〇円に調整改定率を乗じて得た額
准士官	二、一六一、〇〇〇円に調整改定率を乗じて得た額
曹長又は上等兵曹 軍曹又は一等兵曹 伍長又は二等兵曹	一、七五九、八〇〇円に調整改定率を乗じて得た額 一、六五一、〇〇〇円に調整改定率を乗じて得た額 一、五九九、四〇〇円に調整改定率を乗じて得た額
兵	一、四五七、六〇〇円に調整改定率を乗じて得た額
備考	一 各階級は、これに相当するものを含むものとする。 二 この表の下欄に掲げる額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。

はこれを百円に切り上げる。未満であるときは当該額に、「百四十一万円未満であるときは百四十一万千円」を「百四十二万七百円に調整改数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。未満であるときは当該額に改める。

数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)未満であるときは当該額に改める。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)  
第一条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二八年法律第百五十五号)の一部を次のように正する。

附則第二十二条の三中「十九万三千二百円」下に「に調整改定率(恩給法第六十五条第二項規定する調整改定率をいう。以下同じ。)」を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数がある

きはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。」を加える。

## 報 (号外)

附則別表第四から附則別表第六までを次のように改める。

障 害 の 程 度	年 領
第七項症	一、八五三、〇〇〇円に調整改定率を乗じて得た額 (その額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)  
第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「百四十一万円未満であるときは、百四十一万円」を「百四十二万七百円に調整改定率（恩給法第六十五条第三項に規定する調整改定率をいう。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）未満であるときは、当該額」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)  
第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「平成十四年四月分」を

「平成十九年十月分」に改め、同項の表中「一、三三一、七〇〇円」を「二、一三三一、七〇〇円」に調整改定率(恩給法第六十五条第二項に規定する調整改定率)を乗じて得た額に、「八四九、五〇〇円」を「八四九、五〇〇円」に調整改定率を乗じて得た額に、「八四九、五〇〇円」を「八四九、五〇〇円」に調整改定率を乗じて得た額に、「六七九、六〇〇円」を「六七九、六〇〇円」に調整改定率を乗じて得た額に、「五六八、四〇〇円」を「五六八、四〇〇円」に調整改定率を乗じて得た額に、「七九二、〇〇〇円」を「七九二、〇〇〇円」に調整改定率を乗じて得た額に、「五九四、〇〇〇円」を「五九四、〇〇〇円」に調整改定率を乗じて得た額に、「四七五、二〇〇円」を「四七五、二〇〇円」に調整改定率を乗じて得た額に、「四〇〇、〇〇〇円」を「四〇四、八〇〇円」に調整改定率を乗じて得た額に改め、同表に次のように加える。

附則別表第六（附則第十三條關係）

仮定俸給年額	金額
三、四三三、六〇〇円に調整改定率を乗じて得た額	三、七三五、七〇〇円に調整改定率を乗じて得た額
二、七三五、二〇〇円に調整改定率を乗じて得た額	二、九三八、〇〇〇円に調整改定率を乗じて得た額
二、三九二、八〇〇円に調整改定率を乗じて得た額	二、六四六、八〇〇円に調整改定率を乗じて得た額
二、一六一、〇〇〇円に調整改定率を乗じて得た額	二、三九二、八〇〇円に調整改定率を乗じて得た額
備考　この表に掲げる額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。	

**備考** この表の下欄に掲げる額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨てて百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。

**第五条** 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正す  
る。

			備考　この表の下欄に掲げる額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。
		附則第八条第四項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十九年九月三十日」に改める。	附則第十三条第二項の表を次のように改める。
第一項症	特別項症	重度障害又は障害の程度	年 額
		第一項症の額にその十分の七以内の額を加えた額	
第一項症		四、三六三、〇〇〇円に調整改定率（恩給法第六十五条第二項に規定する調整改定率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額	

**備考** この表に掲げる額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。

平成十九年三月二十二日 衆議院会議録第十六号 恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書

官 報 (号 外)

第二項症	三、六三九、〇〇〇円に調整改定率を乗じて得た額
第三項症	三、〇〇七、五〇〇円に調整改定率を乗じて得た額
第四項症	二、三八三、九〇〇円に調整改定率を乗じて得た額
第五項症	一、九三八、七〇〇円に調整改定率を乗じて得た額
第六項症	一、五七一、一〇〇円に調整改定率を乗じて得た額
第一款症	一、四二八、二〇〇円に調整改定率を乗じて得た額
第二款症	一、二九九、八〇〇円に調整改定率を乗じて得た額
第三款症	一、〇四五、一〇〇円に調整改定率を乗じて得た額
第四款症	八四四、六〇〇円に調整改定率を乗じて得た額
第五款症	七四三、〇〇〇円に調整改定率を乗じて得た額

附則第十三条第三項中「十九万三千二百円」、「十三万二千円」及び「三万六千円」の下に「に調整改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）」を加え、同条第四項第一号中「十七万円」の下に「に調整改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）」を加え、同項第二号中「三十万円」の下に「に調整改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）」を加える。

**第六条** 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五  
十一年法律第五十一号)の一部を次のように改  
正する。

において「厚生年金加算額」という。が十五万二千八百円を上回る場合にあつては、当該厚生年金加算額から十五万二千八百円を控除して得た額を勘案して政令で定める額を十五万二千八百円に加算した額」を加え、同条第二項中「十四万八千五百円」を「十五万二千八百円(厚生年金加算額が十五万二千八百円を上回る場合にあつては、当該厚生年金加算額から十五万二千八百円を控除して得た額を勘案して政令で定める額を十五万二千八百円に加算した額)」に改める。

附則第十五條第二項中三万三千六百円の下に「に調整改定率(恩給法第六十五条第二項に規定する調整改定率をいう。)を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数がある

(施行期日)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、第一条中恩給法第十七条及び第十八条の改正規定は、公布の日から施行する。

(普通恩給等の年額の改定)

第二条 普通恩給又は扶助料については、平成十九年十月分以降、これらの年額を、これらの年額の計算の基礎となっている俸給年額にそれぞれ調整改定率(第一条の規定による改正後の恩給法(以下「新恩給法」という。)第六十五条第二項に規定する調整改定率をいう。)を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)を退職又は

百円」の下に「(国民年金法等の一部を改正する法律附則第七十八条第二項)の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた同法による改正前の厚生年金保険法第六十二条の二第一項第一号に規定する子が一人あるときの加算額が十五万二千八百円を上回る場合にあつては、当該加算額から十五万二千八百円を控除して得た額を勘案して政令で定める額を十五万二千八百円に加算した額)」を加え、同項第三号中「十五万二千八百円」の下に「(国民年金法等の一部を改正する法律附則第七十八条第二項)の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた同法による改正前の厚生年金保険法第六十二条の二第一項第二号に規定する加算額(国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第二十七条の三又は第二十七条の五の規定により改定した改定率を乗じて得たものに限

ときは「これを百円に切り上げる。」を加え、同  
条第四項中「九万八千九百五十円」を「十五万二  
千八百円(厚生年金加算額が十五万二千八百円  
を上回る場合にあつては、当該厚生年金加算額  
から十五万二千八百円を控除して得た額を勘案  
して政令で定める額を十五万二千八百円に加算  
した額)」に改める。

官報(号外)

死亡当時の俸給年額とみなし、新恩給法、第二条の規定による改正後の恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）。以下「新昭和二十八年改正法」という。)その他の恩給に関する法令の規定によつて算出して得た年額（その額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）に改定する。

(成年の子の扶助料に関する経過措置)

第三条 第一条の規定による改正前の恩給法第七十四条の規定は、この法律の施行の際現に扶助料を受ける権利又は資格を有する成年の子については、新恩給法第七十四条の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

(恩給年額に関する経過措置)

第四条 恩給年額（普通恩給及び扶助料を除き、加給又は加算の年額を含む。）は、平成十九年十月分以降、新恩給法、新昭和二十八年改正法、第三条の規定による改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（以下「新昭和三十一年特例法」という。）、第五条の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二百二十一号。以下「新昭和四十一年改正法」という。）、第六条の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十二号）、第六条の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第五十一号。以下「新昭和五十一年改正法」という。）及び第七条の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七号）の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 平成十九年十月分から平成二十一年九月分まで

の扶助料の年額に関する新恩給法別表第五号表、新昭和二十八年改正法附則第二十七条ただし書及び新昭和三十一年特例法第三条第二項ただし書の規定の適用については、同表中「一、四二〇、七〇〇円」とあるのは「一、四一五、九〇〇円」と、新昭和二十八年改正法附則第二十七条ただし書及び新昭和三十一年特例法第三条第二項ただし書中「百四十二万七百円」とあるのは「百四十一万五千九百円」とする。

3 平成十九年十月分から平成二十三年九月分までの扶助料の年額に関する新昭和四十一年改正法附則第八条第一項の規定の適用については、同項の表扶助料の項中「四〇四、八〇〇円」とあるのは、平成十九年十月分から平成二十一年九月分までにあつては「四〇一、〇〇〇円」と、平成二十年十月分から平成二十三年九月分までにあつては「四〇一、〇〇〇円以上四〇四、八〇〇円以下の範囲内で政令で定める額」とする。

4 平成十九年十月分から平成二十三年九月分までの傷病者遺族特別年金の年額に関する新昭和三十一年特例法の適用については、同項中「十五万二千八百円（厚生年金加算額が十五万二千八百円を上回る場合にあつては、当該厚生年金加算額から十五万二千八百円を控除して得た額を勘案して政令で定める額を十五万二千八百円に加算した額）」とあるのは、平成十九年十月分から平成二十一年九月分までにあつては「十万九千七百五十円」と、平成二十年十月分から平成二十三年九月分までにあつては「十万九千七百五十円以上十五万二千八百円（厚生年金加算額が十五万二千八百円を上回る場合にあつては、当該厚生年金加算額）」とする。

(多額所得による恩給停止についての特例)

第五条 普通恩給の年額の改定が行われた場合における当該改定が行われた年の四月分から同年六月分までの普通恩給に関する新恩給法第五十一条ノ四の規定の適用については、当該改定を行わないとした場合に受けこととなる普通恩給の年額をもつて恩給年額とする。

3 恩給年額の改定方式について、公的年金の引上率により自動的な改定を行うこととする。

4 重度障害等の状態にある成年の子への転給について、公務員の死亡当時から引き続き重度障害で生活資料を得る途のない状態にあることを要件とすること。

第五条 普通恩給の年額の改定が行われた場合にし書及び新昭和三十一年特例法第三条第二項ただし書の規定の適用については、同表中「一、四二〇、七〇〇円」とあるのは「一、四一五、九〇〇円」と、新昭和二十八年改正法附則第二十七条ただし書及び新昭和三十一年特例法第三条第二項ただし書中「百四十二万七百円」とあるのは「百四十一万五千九百円」とする。

6月分までの普通恩給に関する新恩給法第五十一条ノ四の規定の適用については、当該改定を行わないとした場合に受けこととなる普通恩給の年額をもつて恩給年額とする。

第二項ただし書中「百四十二万七百円」とあるのは「百四十一万五千九百円」とする。

3 平成十九年十月分から平成二十三年九月分までの扶助料の年額に関する新昭和四十一年改正法附則第八条第一項の規定の適用については、同項の表扶助料の項中「四〇四、八〇〇円」とあるのは、平成十九年十月分から平成二十一年九月分までにあつては「四〇一、〇〇〇円」と、平成二十年十月分から平成二十三年九月分までにあつては「四〇一、〇〇〇円以上四〇四、八〇〇円以下の範囲内で政令で定める額」とする。

4 平成十九年十月分から平成二十三年九月分までの傷病者遺族特別年金の年額に関する新昭和三十一年特例法の適用については、同項中「十五万二千八百円（厚生年金加算額が十五万二千八百円を上回る場合にあつては、当該厚生年金加算額から十五万二千八百円を控除して得た額を勘案して政令で定める額を十五万二千八百円に加算した額）」とあるのは、平成十九年十月分から平成二十一年九月分までにあつては「十万九千七百五十円」と、平成二十年十月分から平成二十三年九月分までにあつては「十万九千七百五十円以上十五万二千八百円（厚生年金加算額が十五万二千八百円を上回る場合にあつては、当該厚生年金加算額）」とする。

第六条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

第五条 普通恩給の年額の改定が行われた場合における当該改定が行われた年の四月分から同年六月分までの普通恩給に関する新恩給法第五十一条ノ四の規定の適用については、当該改定を行わないとした場合に受けこととなる普通恩給の年額をもつて恩給年額とする。

(職権改定)

第六条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

5 恩給の受給権が消滅した場合等における過誤払い分の金額について、相続人等に支払うべき扶助料からの充当等によって調整が可能となるよう規定を整備すること。

6 この法律は、一部の規定を除き、平成十九年十月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、恩給受給者の要望等を踏まえ、公務関係扶助料の遺族加算の年額を普通扶助料の寡婦加算の年額と同額に引き上げる等、扶助料制度間の不均衡是正の措置を講ずるとともに、恩給年額の水準を自動的に調整する制度を導入する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

三 本案施行に要する経費

本案は、恩給受給者の要望等を踏まえ、扶助料制度間の不均衡是正の措置を講ずるとともに、恩給年額の水準を自動的に改定する制度の導入等を行おうとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

本案は、恩給受給者の要望等を踏まえ、扶助料制度間の不均衡是正の措置を講ずるとともに、恩給年額の水準を自動的に改定する制度の導入等を行おうとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

本案は、恩給受給者の要望等を踏まえ、扶助料制度間の不均衡是正の措置を講ずるとともに、恩給年額の水準を自動的に改定する制度の導入等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 公務関係扶助料及び傷病者遺族特別年金の遺族加算の年額を引き上げ、普通扶助料の寡婦加算の年額と同額とすること。

2 特例扶助料及び増加非公死扶助料並びに普通扶助料の最低保障額を引き上げること。

右 犯罪による収益の移転防止に関する法律案国会に提出する。

右 平成十九年二月十三日 内閣総理大臣 安倍晋三

**犯罪による収益の移転防止に関する法律  
(目的)**

官

(号)外

- 2 この法律において「特定事業者」とは、次に掲げる者をいう。

第一条 この法律は、犯罪による収益が組織的な犯罪を助長するために使用されるとともに、これが移転して事業活動に用いられるることにより健全な経済活動に重大な悪影響を与えるものであること、及び犯罪による収益の移転が没収、追徴その他の手続によりこれをはく奪し、又は犯罪による被害の回復に充てることを困難にするものであることから、犯罪による収益の移転を防止すること(以下「犯罪による収益の移転防止」という)が極めて重要であることにかんがみ、特定事業者による顧客等の本人確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を講ずることにより、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第二百三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。)及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号。以下「麻薬特例法」という。)による措置と相まって、犯罪による収益の移転防止を図り、併せてテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等的目的的な実施を確保し、もつて国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪による収益」とは、組織的犯罪処罰法第二条第四項に規定する犯罪収益等又は麻薬特例法第二条第五項に規定する薬物犯罪収益等をいう。

一 銀行	二 信用金庫	三 信用金庫連合会	四 労働金庫	五 労働金庫連合会	六 信用協同組合	七 信用協同組合連合会	八 農業協同組合	九 農業協同組合連合会	十 漁業協同組合	十一 漁業協同組合連合会	十二 水産加工業協同組合	十三 水産加工業協同組合連合会	十四 農林中央金庫	十五 商工組合中央金庫	十六 保険会社	十七 保険業法(平成七年法律第百五号)第二条 第七項に規定する外国保険会社等	十八 保険業法第二条第十八条に規定する少額短期保険業者	十九 共済水産業協同組合連合会	二十 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項に規定する金融商品取引業者	二十一 金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社	二十二 金融商品取引法第六十三条第三項に規定する特例業務届出者	二十三 信託会社	二十四 信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第五十条の二第一項の登録を受けた者												
二十六 無尽会社	二十七 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者	二十八 貸金業法第二条第一項第五号に規定する者のうち政令で定める者	二十九 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第十八条に規定する商品取引員	三十 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第二項に規定する振替機関(同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる日本銀行を含む。)	三十一 社債、株式等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関	三十二 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構	三十三 本邦において両替業務(業として外国通貨(本邦通貨以外の通貨をいう。)又は旅行小切手の売買を行うことをいう。)を行う者	三十四 顧客に対し、その指定する機械類その他の物品を購入してその賃貸(政令で定めるものに限る。)をする業務を行ふ者	三十五 それを提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は	三十六 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第一百七十六号)第二条第三号に規定する宅地建物取引業者(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関であつて、宅地建物取引業法第二条第二号に規定する宅地建物取引業(第四条第一項において単に「宅地建物取引業」という。)を営むもの(第二十条第一項第十四号において「みなし宅地建物取引業者」といふ。)を含む。)	三十七 金、白金その他の政令で定める貴金属	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	
二十五 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関であつて、不動産特定共同事業法第二条第四項に規定する不動産特定共同事業を営むものを含む。)	二十六 無尽会社	二十七 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者	二十八 貸金業法第二条第一項第五号に規定する者のうち政令で定める者	二十九 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第十八条に規定する商品取引員	三十 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第二項に規定する振替機関(同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる日本銀行を含む。)	三十一 社債、株式等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関	三十二 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構	三十三 本邦において両替業務(業として外国通貨(本邦通貨以外の通貨をいう。)又は旅行小切手の売買を行うことをいう。)を行う者	三十四 顧客に対し、その指定する機械類その他の物品を購入してその賃貸(政令で定めるものに限る。)をする業務を行ふ者	三十五 それを提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は	三十六 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第一百七十六号)第二条第三号に規定する宅地建物取引業者(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関であつて、宅地建物取引業法第二条第二号に規定する宅地建物取引業(第四条第一項において単に「宅地建物取引業」という。)を営むもの(第二十条第一項第十四号において「みなし宅地建物取引業者」といふ。)を含む。)	三十七 金、白金その他の政令で定める貴金属	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四

特定の役務提供事業者(役務の提供の事業を営む者をいう。以下この号において同じ。)から有償で役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号(以下「クレジットカード等」という。)をこれにより商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者(以下「利用者たる顧客」という。)に交付し又は付与し、当該利用者たる顧客が当該クレジットカード等を提示し又は通知して特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供事業者から有償で役務の提供を受けたときは、当該販売業者又は役務提供事業者に当該商品若しくは権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の金銭を直接に又は第三者を経由して交付するとともに、当該利用者たる顧客から、あらかじめ定められた時期ごとに当該合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た額の金銭までに当該代金若しくは当該対価の合計額の金銭を受領し、又はあらかじめ定められた時期ごとに当該合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た額の金銭を受領する業務を行ふ者

三十六 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第一百七十六号)第二条第三号に規定する宅地建物取引業者(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関であつて、宅地建物取引業法第二条第二号に規定する宅地建物取引業(第四条第一項において単に「宅地建物取引業」という。)を営むもの(第二十条第一項第十四号において「みなし宅地建物取引業者」といふ。)を含む。)

三十七 金、白金その他の政令で定める貴金属



二 会社の設立又は合併に関する行為又は手続その他の政令で定める会社の組織、運営又は管理に関する行為又は手続(会社以外の法人、組合又は信託であつて政令で定めるものに係るこれらに相当するものとして政令で定める行為又は手続を含む。)	
三 現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分(前二号に該当するものを除く。)	
第一条第二項第四十 一号に掲げる者	第二条第二項第四十 二号に掲げる者
第二条第二項第四十 三号に掲げる者	第三条第二項第四十 百三十七号)第二条若しくは第十四条の五第一号に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、特定受任行為の代理等に係るもの
税理士法(昭和二十六年法律第二十八条の五に定める業務又はこれらに付隨し、若しくは関連する業務のうち、特定受任行為の代理等に係るもの	特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引
3 顧客等が国、地方公共団体、人格のない社団又は財團その他の政令で定めるものである場合には、当該顧客等のために当該特定事業者との間で現に特定取引の任に当たつてゐる自然人が当該顧客等と異なるとき(次項に規定する場合を除く。)は、当該顧客	特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引

間で現に特定取引の任に当たつてゐる自然人を  
顧客等二みなし、第一項の規定を適用する。

顧客等とみなして第一項の規定を適用する  
顧客等（前項の規定により顧客等とみなされ  
る自然人を含む。以下同じ。）及び代表者等は、

特定事業者が本人確認を行う場合において、当該特定事業者に対して、顧客等又は代表者等の本人特定事項を漏つてはならない。

(特定事業者の免責)

当該顧客等又は代表者等がこれに応ずるまでの  
定取引を行う際に本人確認に応じないときは、

間、当該特定取引に係る義務の履行を拒むこと  
ができる。

**第六条** 特定事業者は、本人確認を行った場合に  
は、直ちに、主務省令で定める方法により、本  
人確認記録の作成義務等

人特定事項、本人確認のためとった措置その他の主務省令で定める事項に関する記録(以下

「本人確認記録」という。)を作成しなければならない。

特定事業者は、本人確認記録を、特定取引に係る契約が終了した日その他の主務省令で定めらる日から、二三間隔保有しなければならない。

(取引記録等の作成義務等) る日から七年間保存しなければならない

を除く。)は、特定業務に係る取引を行つた場合には、少額の取引その他の政令で定める取引を

除き、直ちに、主務省令で定める方法により、顧客等の本人確認記録を検索するための事項、

当該取引の期日及び内容その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならぬ。

**第二条第二項第四十号から第四十三号までに掲げる特定事業者は、特定受任行為の代理等を**

行つた場合には、その価額が少額である財産の

2 特定事業者(その役員及び使用人を含む。) める事項を行政庁に届け出なければならない。

務に關し組織的犯罪糞罰法第十条の罪若しくは  
麻薬特例法第六条の罪に当たる行為を行つて  
いる疑いがあると認められる場合においては、速  
やかに、政令で定めるところにより、政令で定

は、特定業務において收受した財産が犯罪による収益である疑いがあり、又は顧客等が特定業

第九条 特定事業者(第二条第二項第四十号から  
第四十三号までに掲げる特定事業者を除く。)

益の移転防止に関するものとす  
る。

3 政府及び日本弁護士連合会は、犯罪による収益の多くが二二〇億円であることをする。

た日本弁護士連合会の会則の規定により弁護士等が行う本人確認に相当する措置について準用

連合会の会則で定めるところによる。

引説録等の作成及び保存に相当する措置については、第二条第二項第四十号から第四十三号まで掲げる特定事業者の例に準じて日本弁護士

第八条 弁護士等による顧客等又は代表者等の本人確認、本人確認記録の作成及び保存並びに取扱い規程の定めによる旨を明記する旨

（弁護士等による本人確認等に相当する措置）  
なければならない。

3  
処分の代理その他の政令で定める特定受任行為の代理等を除き、直ちに、主務省令で定める方法により、顧客等の本人確認記録を検索するための事項、当該特定受任行為の代理等を行った期日及び内容その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

特定事業者は、前二項に規定する記録（以下

官報 (号外)

は、前項の規定による届出(以下「疑わしい取引の届出」という。)を行おうとすること又は行ったことを当該疑わしい取引の届出に係る顧客等又はその者の関係者に漏らしてはならない。

3 行政府(都道府県知事又は都道府県公安委員会に限る。)は、疑わしい取引の届出を受けたときは、速やかに、当該疑わしい取引の届出に係る事項を主務大臣に通知するものとする。

4 行政府(都道府県知事及び都道府県公安委員会を除く。)又は前項の主務大臣(国家公安委員会を除く。)は、疑わしい取引の届出又は同項の通知を受けたときは、速やかに、当該疑わしい取引の届出又は通知に係る事項を国家公安委員会に通知するものとする。

(外国為替取引に係る通知義務)

第十条 特定事業者(第二条第二項第一号から第十五号までに掲げる特定事業者に限る。以下この条において同じ。)は、顧客と本邦から外国(本邦の域外にある国又は地域をいい、政令で定める国又は地域を除く。以下この条において同じ。)へ向けた支払に係る為替取引(小切手の振出しその他政令で定める方法によるものを除く。)を行う場合において、当該支払を他の特定事業者又は外国所在為替取引業者(外国に所存して業として為替取引を行う者をいう。以下この条において同じ。)に委託するときは、当該顧客に係る本人特定事項その他の事項で主務命令で定めるものを通知して行わなければならない。

2 特定事業者は、他の特定事業者から前項又はこの項の規定による通知を受けて本邦から外国へ向けた支払の委託又は再委託を受けた場合において、当該支払を他の特定事業者又は外国所在為替取引業者に再委託するときは、當該通知に係る事項を主務大臣に通知するものとする。

3 特定事業者は、他の特定事業者から前項又はこの項の規定による通知を受けて外国から本邦へ向けた支払又は外国から他の外国へ向けた支払の委託又は再委託を受けた場合において、当該支払を他の特定事業者又は外国所在為替取引業者に再委託するとときは、當該通知に係る事項(主務省令で定める事項に限る。)を通知して行わなければならぬ。

4 特定事業者は、他の特定事業者から前項又はこの項の規定による通知を受けて外国から本邦へ向けた支払又は外国から他の外国へ向けた支払の再委託を受けた場合において、当該支払を他の特定事業者又は外国所在為替取引業者に再委託するときは、當該通知に係る事項(主務省令で定める事項に限る。)を通知して行わなければならない。

(検査機関等への情報提供等)

第十二条 国家公安委員会は、前条第一項に規定する外国の機関に対し、その職務(第九条、前条及びこの条に規定する国家公安委員会の職務に相当するものに限る。次項において同じ。)の遂行に資すると認める疑わしい取引に関する情報を探査することができる。

2 前項の規定による疑わしい取引に関する情報の提供については、当該疑わしい取引に関する情報が前条第一項に規定する外国の機関の職務の遂行以外に使用されず、かつ、次項の規定による同意がなければ外国の刑事案件の捜査(その対象たる犯罪事実が特定された後のものに限る。)又は審判(以下この条において「捜査等」という。)に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

(報告)

3 第十三条 行政府は、この法律の施行に必要な限度において、特定事業者に対しその業務に関する報告又は資料の提出を求めることができる。(立入検査)

第十四条 行政府は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員に特定事業者の営業所その他の施設に立ち入りさせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、又はその業務に関し関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪



官報(号外)

務に係る事項に関する行政庁は、都道府県公安委員会とする。この場合において、道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行わせることができるもの。

5 内閣総理大臣は、この法律による権限（金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

6 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限（第九条、第十五条及び第十六条に関するもの）を金融庁長官に委任する。

7 金融庁長官は、政令で定めるところにより、金融庁長官のうち、第二条第二項第二十一号、第三十号及び第三十一号に掲げる特定事業者による行為

8 前二項の場合において、証券取引等監視委員会が行う報告又は資料の提出の命令についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立ては、証券取引等監視委員会に対してのみ行うことができる。

9 この法律に規定する行政庁の権限に属する事務（この法律の規定により都道府県知事又は都道府県公安委員会の権限に属することとされている事務を除く。）の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

10 前各項に規定するもののほか、第九条及び第十三条から第十七条までの規定による行政庁の権限の行使に関する事項は、政令で定めることとする。

（主務大臣等）

第二十一条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

イ 口から本までに掲げる特定事業者の区分に応じ、当該特定事業者に係る事項（次号から第四号までに掲げる事項を除く。）に関して、それぞれ当該イから本までに定める大臣

ロ 口から本までに掲げる特定事業者以外の特定事業者 前条第一項に定める行政庁である大臣

特定事業者 農業協同組合法第九十八条第一項に規定する主務大臣

ハ 第二条第二項第十号から第十三号まで及び第十九号に掲げる特定事業者 水産業協同組合法第九十七条第一項第二号に規定する主務大臣

二 登録金融機関業務に係る行為

二 第二条第二項第十号及び第九号に掲げる特定事業者 農業協同組合法第九十八条第一項に規定する主務大臣

三 水産業協同組合法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会

四 水産業協同組合法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合

五 水産業協同組合法第九十七条第一項第二号の事業を行なう水産加工業協同組合連合会

（罰則）

第二十三条 第十六条の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二 第二条第二項第三十六号に掲げる特定事業者 國土交通大臣

ホ 第二条第二項第四十一号に掲げる特定事業者 総務大臣

二 前条第二項に規定する特定事業者に係る同項に規定する事項 内閣総理大臣

三 前条第三項に規定する特定事業者に係る同項に規定する事項 厚生労働大臣

2 この法律における主務省令は、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び國土交

通大臣が共同で発する命令とする。

（事務の区分）

第二十二条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち次に掲げる者は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会

二 水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合

三 水産業協同組合法第八十七条第一項第四号の事業を行う水産加工業協同組合

四 水産業協同組合法第九十三条第一項第二号の事業を行なう水産加工業協同組合連合会

（罰則）

第二十三条 第十六条の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 相手方に前項前段の目的があることの情を知つて、その者に預貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同項と同様とする。

通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者も、同様とする。

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 第二項又は第二項の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は廣告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。

第二十五条 本人特定事項を隠ぺいする目的で、第四条第四項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。



官 報 (号 外)

為は、この法律の規定により独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に対して行い、又は独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が行つた処分、手続その他の行為とみなす。

4 第一項に規定する場合においては、郵政民営化法の施行の日前に日本郵政公社が行つた特定業務に関する同日以後の第九条の規定の適用について、郵便貯金銀行移行業務は郵便貯金銀行が、郵便貯金銀行移行業務以外の日本郵政公

社の業務は独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構がそれぞれ行つたものとみなす。

第七条 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日が一部施行日後となる場合には、同法の施行

行の日の前日までの間における次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第二項第二十 号	金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項に規定する金融商品取引業者	証券会社、外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第二号に規定する外国証券会社(第二十条第六項第一号において単に「外国証券会社」という。)、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第二条第十八項に規定する投資信託委託業者(第二十条第六項第一号において単に「投資信託委託業者」という。)、信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第二条第十一項に規定する信託受益権販売業者、抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第一百四十号)第二条第二項に規定する抵当証券業者、商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)第一条第五項に規定する商品投資販売業者(第二十条第六項第一号において単に「商品投資販売業者」という。)及び金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第十二項に規定する金融先物取引業者(第二十条第六項第一号において単に「金融先物取引業者」とい
----------------	---	--

第一号	第二十条第一項第一 号	第二十条第三項	第二十条第六項第一 号	第二十条第六項第二 号	第二十八条(見出し を含む。)	第八条	取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行
四号	から第二十四号まで	内閣総理大臣	登録金融機関業務	当該登録金融機関業務	登録金融機関業務(同法第三十三条の五第一項第三号に規定する登録金融機関業務をいう。第六項第二号において同じ。)	金融商品取引法第三十三条の二	同法第六十五条第二項各号に掲げる有価証券又は取引に係る同項各号に定める行為(同条第一項ただし書に該当するものを除く。)
四号	、第二十一号、第二十三号、第二十 五号、第二十二条	内閣総理大臣(同項第二十号に掲げる特定事業者(商品投資販売業者に限る。)にあっては、商品投資に係る事業の規制に関する法律第四十九条第一項に規定する主務大臣)	当該登録金融機関業務に係る登録金融機関業務	当該登録金融機関業務	第二条第二項第二十号及び第二十二号に掲げる特定事業者	同法第六十五条第二項各号に掲げる特定事業者(証券会社、外国証券会社、投資信託委託業者及び金融先物取引業者に限る。)	同法第六十五条第二項各号に掲げる特定事業者(証券会社、外国証券会社、投資信託委託業者及び金融先物取引業者に限る。)
三七	衆議院会議録第十六号	犯罪による収益の移転防止に関する法律案及び同報告書	平成十九年三月二十三日	官報(号外)	同法第六十五条第二項各号に掲げる特定事業者(証券会社、外国証券会社、投資信託委託業者及び金融先物取引業者に限る。)	同法第六十五条第二項各号に掲げる特定事業者(証券会社、外国証券会社、投資信託委託業者及び金融先物取引業者に限る。)	同法第六十五条第二項各号に掲げる特定事業者(証券会社、外国証券会社、投資信託委託業者及び金融先物取引業者に限る。)



第一百二十二条を次のように改める。

第一百二十二条 削除

附則第百八条を次のように改める。

第一百八条 削除

附則第百十四条を次のように改める。

第一百十四条 削除

(証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

(証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改

正) 第百九条 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改

を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第五十七条を次のように改める。

第五十七条 削除

(犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高

度化に対処するための刑法等の一部を改正する

法律の一部改正)

第二十一条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報

処理の高度化に対処するための刑法等の一部を

改正する法律の一部を次のように改正する。

第三条中組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の

規制等に関する法律第五十六条第一項の改正規

定を削る。

(警察法の一部改正)

第二十二条 警察法(昭和二十九年法律第百六十

二号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中第二十四号を第二十五号とし、第八号から第二十三号までを一号ずつ繰り下

し、第八号から第二十三号までを一号ずつ繰り下

げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 犯罪による収益に関する情報の集約、整

理及び分析並びに関係機関に対する提供に

関すること。

第十三条第一項第四号中「別表第二第九号」

を「別表第二第十九号」に改める。

第一百八十九条及び第百九十条を次のように改

める。

第一百八十九条及び第百九十条 削除

第一百八十九条のうち株式等の取引に係る決済の合理化を図るために社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律附則第五十五条の改

正規定中「第百三条第一項」の下に「中「超える」を、「第百三條の二第一項」の下に「中「数の」」を加え、同法附則第百二十七条の改正規定を削

る。

(貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十条 貸金業の規制等に関する法律等の一部

で及び第二十二号から第二十五号に改める。

第三十三条第一項中「第五条第二項第十六号及び第十七号」を「第五条第二項第十七号及び第十八号」に改める。

第二十三条 金融庁設置法の一部を次のように改

正する。

(金融庁設置法の一部改正)

第四条第二十三号の二を削る。

第八条中「金融機関等による顧客等の本人確

認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(平成十四年法律第三十二号)」を「犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第

号)」に改める。

第二十条第一項中「金融機関等による顧客等の

の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防

止に関する法律」を「犯罪による収益の移転防止

に関する法律」に改める。

(処分、手続等に関する経過措置)

第二十四条 この法律の規定による廃止又は改

正前のそれぞれの法律の規定によつてした処分、

手続その他の行為であつて、この法律又はこの

法律の規定による改正後のそれぞれの法律の規

定に相当の規定があるものは、この附則に別段

の定めがあるものを除き、この法律又はこの法

律の規定による改正後のそれぞれの法律の相

当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十五条 この法律(附則第一条各号に掲げる

規定にあつては、当該規定)の施行前にした行

為に対する罰則の適用については、なお従前の

例による。

(政令への委任)

第二十六条 この附則に規定するもののほか、こ

の法律の施行に必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二十七条 犯罪による収益の移転防止のための

制度については、この法律の施行状況、犯罪に

よる収益の移転防止に関する国際的動向等を勘

案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必

要な措置が講ぜられるものとする。

最近における犯罪による収益の移転の状況及び

その防止対策に関する国際的動向にかんがみ、特

定事業者による顧客等の本人確認、取引記録等の

保存、疑わしい取引の届出等の措置を定めるとともに、国家公安委員会が疑わしい取引に関する情

報の集約、整理及び分析並びに関係機関に対する

提供を行うこととすること等により、犯罪による

収益の移転防止を図り、併せてテロリズムに対する

資金供与の防止に関する国際条約等の的確な実

施を確保する必要がある。これが、この法律案を

提出する理由である。

犯罪による収益の移転防止に関する法律案

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、特定事業者による顧客等の本人確

認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等

の措置を定めるとともに、国家公安委員会が疑

わしい取引に関する情報の集約、整理及び分析

並びに関係機関に対する提供を行うこととすること等により、犯罪による収益の移転防止を図り、併せてテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の的確な実施を確保するもので、その主な内容は次のとおりである。

- 「特定事業者」とは、金融機関、ファイナンス業者、クレジットカード業者、宅地建物取引業者、貴金属等取引業者、郵便物受取・電話受付サービス業者、弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士等をいうこととする等の定義を定めること。
- 特定事業者による措置等。

- (一) 特定事業者(弁護士等を除く。以下同じ。)は顧客等との間で、特定事業者の区分に応じそれぞれ定める特定業務のうち特定取引を行うに際しては、その本人特定事項の確認を行わなければならないこととし、その場合には、直ちに、本人確認記録を作成し、保存しなければならないこととし、取引を行った場合には、少額の取引等を除き、直ちに当該取引の記録等を作成し、保存しなければならないこととすること。
- (二) 特定事業者は、特定業務に係る取引等を行った場合には、少額の取引等を除き、直ちに当該取引の記録等を作成し、保存しなければならないこととすること。
- (三) 弁護士等による顧客等又は代表者等の本人確認、取引記録等の作成及び保存に相当する措置等については、司法書士等の例に準じて日本弁護士連合会の会則で定めるところによること等とすること。
- (四) 特定事業者(司法書士、公認会計士等を除く。)は特定業務において收受した財産が犯罪による収益である疑いがあると認めら

れる場合等においては、速やかに、政令で定める事項を行政庁に届け出なければならぬこと等とすること。

- (五) 銀行、信用金庫等の特定事業者は、顧客と本邦から外国へ向けた支払に係る為替取引を行う場合において、当該支払を他の特

定事業者又は外国所在為替取引業者に委託するときは、当該顧客に係る本人特定事項等を通知して行わなければならないこと等とすること。

- 3 国家公安委員会は、疑わしい取引の届出に係る事項等が検察官等による犯罪収益隠匿罪等に係る刑事案件の搜査等に資すると認めるとときは、これを検察官等に提供するものと

し、外国の資金情報機関の職務の遂行に資することができるときには、当該機関に対し提供することができる。

平成十九年三月二十三日

右報告する。

する国際条約等の的確な実施を確保するため、必要な措置を講じるものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成十九年度一般会計予算に約八億七千五百万円が計上されている。

三 「疑わしい取引」については、政令で定める事項を行政庁に届け出ることとなつてゐるが、これらは判断の要件が明確でない場合、士業を除く特定事業者はその判断に窮り、正当な取引を含めて膨大な記録の保存・報告を余儀なくされるおそれがある。「疑わしい取引」の判断要件をできるかぎり明定するとともに、広く周知させること。また政省令等の規定に当たつては、特定事業者の意見を十分に取り入れること。

四 本人確認・取引記録の保存が特定事業者の業務等に負担とならないよう配慮すること。

五 法施行に当たつては、職務上の守秘義務を有するいわゆる士業等特定事業者に十分配慮したこと。

六 届出情報の整理・分析を国家公安委員会が行うにあたつては、外部に対する情報の漏洩等が発生しないよう特に留意すること。また内閣官房情報セキュリティセンターが平成十八年に実施した「府省庁の情報セキュリティ対策の実施状況に関する重点検査及び評価結果」における警察庁に対する評価結果に鑑み、情報セキュリティ対策の早急な改善と情報管理の徹底を図ること。

さらに、警察の行政庁に対する意見陳述については、本来の目的を超えて、濫用されることがないようすること。

二 犯罪による収益の移転防止のための制度に係る今後の検討については、本法において士業等特定事業者が「疑わしい取引」の届出義務の対象外とされている趣旨に鑑み、これらの事業者が有する自治の原則または守秘義務の遵守等に十分に配慮すること。また検討状況の公開が逐次

## 二 議案の可決理由

- 6 この法律は、一部を除き、平成十九年四月一日から施行することとする。
- 本案は、犯罪による収益の移転防止を図り、併せてテロリズムに対する資金供与の防止に関

右提出する。

## 二 関税率法等の一部を改正する法律案

平成十九年一月六日  
内閣総理大臣 安倍 晋三



第七条の十一第二項中「指定貨物に係る」に、「特例申告に係る指定貨物」を「特例申告貨物」に改める。

第七条の十二第一項第一号を削り、同項第二号亦中「又は口」を「から今まで又は第二号」に改め、同号に次のように加える。

ヘ 第七条の六 規則等に関する改善措置の規定による税関長の求めに応じなかつたとき。

第七条の十二第一項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とする。

第七条の十五第一項、第七条の十六第二項、第九条の二第二項及び第十一条中「特例申告に係る指定貨物」を「特例申告貨物」に改める。

第十二条第八項第一号中「特例申告に係る指定貨物」を「特例申告貨物」に改め、同項第四号中「(関税の納付前における郵便物の受取り)」を「(郵便物の関税の納付等)」に改め、「(納税の告知)」を削り、同項第五号中「(の遡及課税)」、「(新規供給者の不当廉売関税)」及び「(不当廉売関税)」を削る。

第十二条の三第四項中「同項」の下に「及び第二項」を加える。

第十四条第四項第一号中「特例申告に係る指定貨物」を「特例申告貨物」に改め、同項第三号中「(関税の納付前における郵便物の受取り)」を「(郵便物の関税の納付等)」に改め、同項第四号中「(の遡及課税)」、「(新規供給者の不当廉売関税)」及び「(不当廉売関税)」を削る。

第十五条の二を第十五条の三とし、第十五条の次に次の二条を加える。

(積荷に関する事項の報告)

第十五条の一 税関長は、前条第一項又は第七項の規定により積荷に関する事項の報告がされた場合において、この法律の実施を確保するためその内容を明瞭にする必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その入港の前に、当該積荷の荷受人その他の政令で定める者に対し、報告を求めることができる。

第七条の規定により報告を求められた者は、遅滞なく、当該報告をしなければならない。

第十八条の二第一項中「第十五条の二」を「第十五条の三」に改め、同条第二項中「第十五条の二第一項」を「第十五条の三第一項」に改め、同条第三項中「第十五条の二」を「第十五条の三」に改め、同条第四項中「第十五条の二第一項」を「第十五条の三第一項」に改める。

第二十四条第三項第一号中「一年」を「三年」に改め、同項第二号中「刑法(明治四十年法律第十五号)第二編第十四章(あへん煙に関する罪)、外國為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)、あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)、輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第一条(趣旨)に規定する消費税法等その他貨物の輸出入に関する罰則の定めのある法令で政令で定めるもの」を「この法律以外の法令」に改める。

第二十六条中「第十五条の二」を「第十五条の三」に改める。

第三十四条ただし書きを次のように改める。ただし、第四十五条第一項ただし書き(許可住所又は居所及び氏名又は名称その他必要な

を受けた者の関税の納付義務等)(第三十六条、第四十一条の三、第六十一条の四、第六十二条の七及び第六十二条の十五において準用する場合を含む)の規定により滅却について承認を受けた場合は、この限りでない。

第四十一条中「第六十二条(保税蔵置場についての規定の準用)」を「第六十二条の四」に改め、「(保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用)及び(保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用)」を削る。

第十五条の届出の手続その他前各項の規定によつて承認を受けた場合は、この限りでない。

第十五条から第五十五条までを次のように改める。

第五十条 第四十二条第一項(保税蔵置場の許可)の許可を受けている者であらかじめ税関長の承認を受けた者(以下この節において「承認取得者」という。)は、位置又は設備が財務省令で定める基準に適合する場所において同項に規定する行為(以下「外國貨物の藏置等」という。)を行おうとする場合には、その場所を所轄する税関長に、その旨の届出をすることができる。

2 前項の届出に係る場所については、当該届出が受理された時において、第四十二条第一項の許可を受けたものとみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、その許可を受けたものとみなされる場所に係る当該許可の期間は、同条第二項の規定にかかるらず、前項の承認が効力を有する期間と同一の期間とする。

ハ 第四十三条第二号から第四号まで(許可の要件)に掲げる場合に該当している者であること。

二 承認を受けようとする者が、外國貨物の藏置等に関する業務を電子情報処理組織を使用して行うことその他当該業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有していること。

事項を記載した申請書を、その住所又は居所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

第一項の承認は、八年ごとにその更新を受けるなければならない。その期間の経過によつて、その効力を失う。

第一項の届出の手続その他前各項の規定の適用に必要な事項は、政令で定める。

第五十一条 税関長は、前条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 承認を受けようとする者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 第五十四条第一項(承認の取消し等)の規定により前条第一項の承認を取り消された日から三年を経過していない者であること。

ロ 現に受けている第四十二条第一項(保税蔵置場の許可)の許可について、その許可の日(二以上上の許可を受けている場合にあつては、これらのうち最初に受けた許可の日)から三年を経過していない者であること。

ハ 第四十三条第二号から第四号まで(許可の要件)に掲げる場合に該当している者であること。

二 承認を受けようとする者が、外國貨物の藏置等に関する業務を電子情報処理組織を使用して行うことその他当該業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有していること。

三　承認を受けようとする者が、外国貨物の蔵置等に關する業務について、その者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。又はその代理人、支配人その他の従業者がこの法律その他の法令の規定を遵守するための事項として財務省令で定める事項を規定した規則を定めてること。

のいづれかに該当するに至つたときは、第五条第一項(保税蔵置場の許可の特例)の承認を取り消すことができる。

一 第五十五条第一号ハ(承認の要件)に該当することとなつたとき又は同条第二号に適合しないこととなつたとき。

二一 第五十二条規則等に関する改善措置の規定による税関長の求めに応じなかつたとき。

の規定に従つて外国貨物の藏置等に関する業務を行わなかつたことその他の事由により、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、前条第三号に規定する規則又は当該規則に定められた事項に係る業務の遂行に関し、その改善に必要な措置を講ずることを求めることができる。

(承認の失効)

該当するに至つたときは、その効力を失う。  
一 承認取得者に係る保税蔵置場の全部について、第四十二条第一項(保税蔵置場の許

二 承認取得者が死亡した場合で、第五十五条  
条において準用する第四十八条の二第二項  
可)の許可が失効したとき。

(許可の承継)の規定による申請が同項に規定する期間内にされなかつたとき、又は同項の規定をしない旨の見分があつたことを。

四 税関長が承認を取り消したとき。  
三 承認の期間が満了したとき。

(承認の取消し等)

平成十九年三月二十三日 衆議院会議録第十六号

関税定率法等の一部を改正する法律案及び同報告書

出が受理された時に於いて、第五十六条第一項の許可を受けたものとみなして、この法律及び関税定率法の規定を適用する。この場合

において、その許可を受けたものとみなさわる場所に係る当該許可の期間は、前条において準用する第四十二条第二項(保税倉置場の

許可)の規定にかかわらず、前項の承認が効力を有する期間と同一の期間とする。

住所又は居所及び氏名又は名称その他必要な事項を記載した申請書を、その住所又は居所の所在地を所轄する税關長に提出しなければならぬ。

第一項の承認は、八年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その

<sup>5</sup> 効力を失う。

第六十二条を次のように改める。  
(保税蔵置場の許可の特例についての規定の  
準用)

**第六十二条 第五十一條から第五十五条まで**  
**(承認の要件・規則等に関する改善措置・承認の手続)**

認の失効・承認の取消し等・許可の承継に(て)いての規定の準用)の規定は、前条第一項の規定による承認について準用する。この場合

において、第五十一条第一号口中「第四十二条第一項(保税蔵置場の許可)」とあるのは「第五十六条第一項(保税工場の許可)」と、同条

第二号及び第三号並びに第五十二条中「外国貨物の藏置等」とあるのは「保税作業」と、第五十三条第一号中「保税藏置場」をもつて

五十三第一号中「保種藏置場」とあるのは

(保税蔵置場の許可)、第四十三条許可の要件)、第四十三条の二第二項(外国貨物を置くことができる期間)並びに第四十三条の三から第四十八条の二まで(外国貨物を置くことの承認・外国貨物を置くことの承認等の際の検査・貨物の収容能力の増減等・許可を受けた者の関税の納付義務等・休業又は廃業の届出・許可の失効・許可の取消し等・許可の承継)の規定は、保税工場について準用する。この場合において、第四十三条の三第一項中「三月(やむを得ない理由により必要があると認めるとときは、申請により、税関長が指定する期間)」とあるのは「三月」と、「置こうとする場合」とあるのは「保税作業のため置こうとする場合又は当該貨物を当該保税工場に入れた日から三月以内に保税作業に使用しようとする場合」と、「こととなる日前に」とあるのは「こととなる」となる日前又は保税作業に使用する日前に」と、第四十八条第一項中「保税蔵置場に入ることを停止させ」とあるのは「保税工場に入れ、若しくは保税工場において保税作業をすることを停止させ」と読み替えるものとする。

「保税工場」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十七条中「特例申告に係る指定貨物」を「特例申告貨物」に改める。

第六十七条の二第一項中「係る貨物」の下に「保税地域等〔を、指定した場所〕の下に〔を〕いう。第一号において同じ。」を加え、ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該貨物を保税地域等に入れないので申告をすることにつき、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合

二 当該貨物につき、特例輸入者が政令で定めるところにより輸入申告を行う場合  
第六十七条の二第二項中「前項ただし書の承認を受けた」を「前項各号のいずれかに該当する」に改める。

第六十七条の三第二項中「場所」の下に「又は当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港若しくは不開港」を加える。

第六十七条の四第二号中「受けようとする者が」の下に「特定輸出申告を電子情報処理組織を使用して行うことその他」を、「適正」の下に「かつ確実」を加える。  
第六十八条第一項ただし書中「特例申告に係る指定貨物」を「特例申告貨物」に改める。  
第六十九条の二第一項第三号中「商標権」の下に「著作権、著作隣接権」を加える。  
第六十九条の三第一項中「商標権者の下に「著作権者、著作隣接権者等」を「特許権者等」に改める。

「著作権者、著作隣接権者」を加え、同条第六項中「育成者権者等」を「特許権者等」に改める。

第六十九条の四第一項中「商標権」の下に「著作権、著作隣接権」を加える。

第六十九条の七第一項中「ところにより、」の下に「当該特許権者等が」を加える。

第六十九条の十二第六項第二号中「(保税工場についての規定の準用等)」を削り、「第六十二条(保税蔵置場についての規定の準用)」を「第六十二条(保税蔵置場についての規定の準用)」と改め、「(保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用)」を削る。

第六十九条の十七第一項中「ところにより、」の下に「当該特許権者等が」を加える。

第七十二条及び第七十三条第一項中「特例申告に係る指定貨物」を「特例申告貨物」に改める。

第七十五条中「陸揚げされた貨物」の下に「(外國為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第四十八条第一項(輸出の許可等)の規定による許可を受けなければならないもの

を除く。第八十条の四第一項及び第二項並びに第八十一条第一項第一号において同じ。」を加える。

第七十六条第一項中「郵便物」を「(賦課決定通知書)」を「(賦課決定)」に改める。

第七十七条の次に次の四条を加える。  
(郵便物に係る関税の納付委託)

第七十七条の二 郵便物に係る関税を納付しようとする者は、前条第一項の書面に記載され

た税額に相当する金額に同条第四項の納付書を添えて、これを郵便事業株式会社に交付し、その納付を委託することができる。

2 郵便物に係る関税を納付しようとする者が、前項の規定により納付しようとする税額

が、前項の規定により納付しようとする税額に相当する金額を郵便事業株式会社に交付し、その残余がある場合でなければ、その残余

の額について当該関税に係る前条第一項の規

定による委託をした者から徴収することができる。

5 税関長は、第二項の規定による報告があつた場合において必要があると認めるときは、

第七十七条の三 郵便事業株式会社による関税の納付等

第七十七条の三 郵便事業株式会社は、前条第

条第一項第一号において同じ。」を除く」とあるのは、「外國為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第四十八条第一項(輸出の許可等)の規定による許可を受けなければならないものに限る」と読み替えて、同条の規定を適用する」に改める。

第七十七条第二項中「書類」を「書面」に改め、同条第三項中「受け取る際」を「受け取る前に」に、「納付しなければ」を「納付し、又は次条第一項の規定によりその関税の納付を郵便事業株式会社に委託しなければ」に改め、同条第五項中「当該郵便物を受け取つた」を「第三項の規定により当該郵便物に係る関税を納付し、又は次条第一項の規定により当該郵便物に係る関税に相当する額の金銭を郵便事業株式会社に交付した」に、「同項の書類」を「第一項の書面」に、「(賦課決定通知書)」を「(賦課決定)」に改める。

第七十七条の次に次の四条を加える。  
(郵便物に係る関税の納付委託)

第七十七条の二 郵便物に係る関税を同項に規定する政令で定める日までに完納しないときは、税関長は、国税の保証人に關する徴収の例によりその関税を郵便事業株式会社から

2 郵便事業株式会社は、前条第一項の規定により郵便事業株式会社が第一項の関税を同項に規定する政令で定める日までに完納しないときは、税関長は、国税の保証人に關する徴収の例によりその関税を郵便事業株式会社から

4 税関長は、第一項の規定により郵便事業株式会社が納付すべき関税については、郵便事業株式会社に対しても前項の規定によりその例によるものとされる国税通則法第四十条(滞納処分)の規定による処分をしてもなお徴収

4 税関長は、第一項の規定により郵便事業株式会社が納付すべき関税については、郵便事業株式会社が納付すべき関税についても、郵便事業株式会社が納付すべき残余がある場合でなければ、その残余

の額について当該関税に係る前条第一項の規定による委託をした者から徴収することができる。

5 税関長は、第二項の規定による報告があつた場合において必要があると認めるときは、

第七十七条の三 郵便事業株式会社による関税の納付等

第七十七条の三 郵便事業株式会社は、前条第

郵便事業株式会社に対し、当該報告に係る郵便物に係る関税の額に相当する担保を提供させることができる。  
(帳簿の備付け)

第七十七条の四 郵便事業株式会社は、政令で定めるところにより、第七十七条の二第一項

(郵便物に係る関税の納付委託)の規定により委託を受けた関税の納付に関する事務に係る事項を記載した帳簿を備え付け、かつ、当該帳簿を保存しなければならない。

(違法行為等の是正)

第七十七条の五 税関長は、郵便事業株式会社

が第七十七条の三第二項(郵便事業株式会社による関税の納付等)若しくは前条の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、郵便事業株式会社に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 郵便事業株式会社は、前項の規定による税関長の求めがあつたときは、遅滞なく当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を税関長に報告しなければならない。

第七十九条第一項第二号中「保税蔵置場に外国貨物」を「外國貨物」に改め、同項第三号中「保税工場」を「外國貨物」に改め、同項第三号の二中「総合保税地域に外國貨物」を「外國貨物」に改め、同項第三号の三中「保税蔵置場に」を削り、「第六十二条(保税工場)」を「第六十一条の四」に、「総合保税地域に外國貨物」を「外國貨物」に改め、同項第四号中「指定保税地域の」を削り、「(保税蔵置場の許可の失効後にお

ける外国貨物)」(第六十二条(保税工場))を「(許可の失効)(第六十二条の四)に改め、「保税展示場」及び「総合保税地域」を削り、同項第五号中「(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)」を「(外國貨物を置く場所の制限)」に改め

第九十四条第一項中「特例申告に係る指定貨物」を「特例申告貨物」に改める。

第一百一条第二項中「(保税蔵置場)」、「(保税工場)」、「(保税展示場)」、「(総合保税地域)」及び「(保税蔵置場)」を削り、「(第六十二条)」を「(第

六十二条の四)」に改める。

第一百五条第一項第三号中「(第六十二条(保税工場)」を「(第六十二条の四)に改め、「(総合保税地域)」を削り、「(保税作業)」を「(保税工場から出す外國貨物の検査)」を「(保税工場における保税作業)」に改め、「(保税展示場)」を削り、「(係る検査)」を「(郵便物の検査)」を「(郵便物の戻し)」を削り、「(郵便物の輸出入の簡易手続)」に改める。

第一百八条の四第一項中「五年」を「七年」に改め、同条第二項中「五年」を「七年」に改め、同条第二項中「五年」を「七年」に改め、同条第二項中「五百万元」を「七百万元」に改め、同条第二項中「罪を犯す目的をもつてその予備をした者又は同項の」を削り、同条に次の二項を加える。

3 第一項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百九条の二第一項中「五年」を「七年」に、「五百万元」を「七百万元」に改め、同条第二項中「罪を犯す目的をもつてその予備をした者又は同項の」を削り、同条に次の二項を加える。

3 第一項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 第一項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者は、五年以下の懲役若しくは三千万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  
5 第二項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百九条の二第一項中「五年」を「七年」に、「五百万元」を「七百万元」に改め、同条第二項中「罪を犯す目的をもつてその予備をした者又は同項の」を削り、同条に次の二項を加える。

3 第一項又は第二項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 第一項又は第二項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百四条の二第一項中「該当する者は、」の下に「一年以下の懲役又は」を加える。

第一百四条の二第一項中「該当する者は、」の下に「一年以下の懲役又は」を加え、第一号を第一号の二とし、同条に第一号として次の一号を加える。

第一百十一条を次のように改める。

第一百十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百六十七条(輸出又は輸入の許可)(第七十五条において準用する場合を含む。次号及び次項において同じ。)の許可を受けたべき貨物について当該許可を受けないで当該貨物を輸出(本邦から外国に向けて行う外國貨物(仮に隣接された貨物を除く。)の積戻しを含む。次号及び次項において同じ。)し、又は輸入した者

4 第一項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者は、五年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 第二項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百九条第一項中「五年」を「七年」に改め、同条第二項中「該当する者は、」の下に「一年以下の懲役又は」を加え、同項第一号中「(第十五条の二第一項)」を「(第十五条の三第一項)に改め、同項第二号中「(第十五条の二第二項)」を「(第十五条の三第二項)に改め、同項第三号中「(第十五条の二第三項)」を「(第十五条の三第三項)」に改め、同項第三号中

2 第六十七条の申告又は検査に際し通関業者の偽つた申告若しくは証明又は偽つた書類の提出により貨物を輸出し、又は輸入することとなつた場合における当該行為をした通関業者についても、また前項の例による。

3 前二項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者についても、これらの項の例による。

4 第一項又は第二項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 第一項又は第二項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百四条の二第一項中「該当する者は、」の下に「一年以下の懲役又は」を加える。

第一百四条の二第一項中「該当する者は、」の下に「一年以下の懲役又は」を加え、第一号を第一号の二とし、同条に第一号として次の一号を加える。

第一百十一条を次のように改める。

第一百十三条の三及び第一百十三の四を削る。

第一百十四条中「該当する者は、」の下に「一年以下の懲役又は」を加える。

第一百十四条の二第一項中「該当する者は、」の下に「一年以下の懲役又は」を加え、第一号を第一号の二とし、同条に第一号として次の一号を加える。

第一百十一条を次のように改める。

第一百十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百六十七条(輸出又は輸入の許可)(第七十五条において準用する場合を含む。次号及び次項において同じ。)の許可を受けたべき貨物について当該許可を受けないで当該貨物を輸出(本邦から外国に向けて行う外國貨物(仮に隣接された貨物を除く。)の積戻しを含む。次号及び次項において同じ。)し、又は輸入した者

4 第一項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者は、五年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 第二項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百九条第一項中「五年」を「七年」に改め、同条第二項中「該当する者は、」の下に「一年以下の懲役又は」を加え、同項第一号中「(第十五条の二第一項)」を「(第十五条の三第一項)に改め、同項第二号中「(第十五条の二第二項)」を「(第十五条の三第二項)に改め、同項第三号中「(第十五条の二第三項)」を「(第十五条の三第三項)」に改め、同項第三号中

に改め、同条第二項中「該当する者は、」の下に「一年以下の懲役又は」を加え、同項第一号中

「第十五条の二第一項」を「第十五条の三第一項」に改め、同項第二号中「第十五条の二第二項」を「第十五条の三第二項」に改め、同項第三号中

「第十五条の二第三項」を「第十五条の三第三項」に改める。

第一百十五条の二中「該当する者は、」の下に「一年以下の懲役又は」を加え、同条第三号中「保税地域についての規定の準用等」を削り、同条第四号中「保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用」を削り、同条第六号中「(指定保税地)域についての規定の準用」を削り、同条第七号中「保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用」を削り、同条第八号中「(新規供給者)の不當廉売関税」、「(不當廉売関税)及び「(新規供給者に係る不當廉売関税の課税停止)」を削る。

第四条第一項第五号中「積み込まれないもの又は」を「積み込まれないもの若しくは」に改め、「到着しないもの」の下に「又は第六十三条の二第一項(郵便物の保税運送)の規定により届け出で運送された郵便物で、第六十五条の二第二項(運送先に到着しない郵便物に係る関税の徴収)に規定する期間内に運送先に到着しないもの」を加え、「積込み又は」を「積込み若しくは」に改め、「発送された時」の下に「又は第六十三条の二第一項の規定による運送に係る郵便物が発送された時」を加え、同項第六号を次のように改める。

目次中「第七十八条の二」を「第七十八条の三」に改める。

第三条 関税法の一部を次のように改正する。

申告をする等の罪)」を「第百十一条第一項第二号(許可を受けないで輸出入する等の罪)」に、「同条の」を「同号の」に改める。

第六条の二第一項第二号ハ中の「溯及課税」、「新規供給者の不當廉売関税」、「(不當廉売関税)及び「(新規供給者に係る不當廉売関税の課

が二十万円を超えるもの(寄贈物品であるものその他の政令で定めるものを除く。)及び第七十六条第三項(郵便物の輸出入の簡易手続)の政令で定める場合に係るものを除く。)に対する関税

出入の簡易手続)の政令で定める場合に係るものを除く。)に対する関税

が、前項の確認を受けた運送目録を、遅滞なく到着地の税関に提示し、その確認を受けなければならない。

4 第一項の規定による届出をした者は、前項に「前条第一項前段」を「第六十三条第一項前段(保税運送)」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「前条第四項」を「第六十二条第四項」に改める。

5 第一項の届出の手続その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十四条第一項中「左の各号に」を「次に」に、「前条第一項前段」を「第六十三条第一項前段(保税運送)」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「前条第四項」を「第六十二条第四項」に改める。

第六十五条の二中「(保税運送)」の下に「第六十三条第一項中「除く。」の下に「次条第一項及び第六十五条の三を除き。」を加え、「(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)」を「(外貨物を置く場所の制限)」に改め、「相互間」の下に「(次条第一項において特定区間)」という。」を加え、同条を第六十五条の三とし、第六十五条の二第一項に次に次の二条を加える。

(運送先に到着しない郵便物に係る関税の徴収)

第六十五条の二 第六十三条の二第一項(郵便物の保税運送)の規定により届け出で運送された郵便物(輸出されるものを除く。)が発送された日から起算して七日以内に運送先に到着しないときは、同項の規定による届出をした者から、直ちにその関税を徴収する。ただし、当該郵便物が災害その他やむを得ない事情により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合は、この限りでない。

2 第四十五条第二項(許可を受けた者の関税の納付義務等)の規定は、前項ただし書の承認について準用する。

3 第一項の規定による届出に係る郵便物が運送先に到着したときは、その届出をした者

する等の」に改める。

第一百三十六条の二中「第百十三條の三(偽つた申告をする等の罪)」を「第百十三條を除く。」の下に「第五条の二に改め、「第百十三條の三(偽つた申告をする等の罪)」を加える。

第一百十七条第一項中「輸出入する」を「輸出入する等の」に改め、「第百十三條の三(偽つた申告をする等の罪)」を削る。

第一百八条第一項中「輸出入する」を「輸出入する。」に改め、「第百十三條の三(偽つた申告をする等の罪)」を削る。

第六条の二第一項第二号口を次のように改める。

第四条第一項第八号中「通知」を「提示」に改め

口 郵便物(その課税標準となるべき価格

六 第七十六条第三項(郵便物の輸出入の簡易手続)の規定による提示がされた郵便物(その課税標準となるべき価格が二十万円を超えるもの(寄贈物品であるものその他政令で定めるものを除く。)並びに第一号、第五号及び次号に掲げるものを除く。)を超えるもの(寄贈物品であるものその他政令で定めるものを除く。)並びに第一号、第五号及び次号に掲げるものを除く。)を「(郵便物の保税運送)

第六十三条の二 郵便物(特定郵便物を除く。)は、税関長に届け出で、特定区間に限り、外國貨物のまま運送することができる。

2 前項の運送に際しては、運送目録を税関に提示し、その確認を受けなければならない。

3 第一項の規定による届出に係る郵便物が運送先に到着したときは、その届出をした者

第六十三条の二第一項の規定により届け出  
3

て運送された郵便物が運送先に到着する前に

亡失した場合には、同項の規定による届出をした者は、直ちにその旨を当該届出をした税

関長に届け出なければならぬ。

第七十三条の次に次の二条を加える。

第七十三条の二 第七十六条第五項（郵便物の輸出への簡易手続）の規定による通函に付し、

輸出の簡易手続の規定により通知された郵便物(輸出されるものに限る)は、この法

律の適用については、輸出を許可された貨物とみなす。

第七十六条第一項中「郵便物に」を「郵便物(そ  
とみなし)

の価格（輸入されるものについては、課税標準となるべき価格）が二十万円を超えるもの（奇普

物品であるものその他の政令で定めるものを除く。及び第三項の政令で定める場合に係るものと除く。以下この項、第九十四条及び第一百四十二条の二第九号において同じ。)に」に改め、同条第三項を次のように改める。

郵便事業株式会社は、輸出され、又は輸入される郵便物（信書のみを内容とするものを

除く。)を受け取つたときは、当該郵便物を輸出し、又は輸入しようとする者から当該郵便物につき第六十七条の申告を行う旨の申し出があつた場合その他の政令で定める場合を除き、当該郵便物を税関長に提示しなければな

第七十六条に次の  
一項を加える。  
らない。

5 税関長は、第一項ただし書の検査が終了したとき又は当該検査の必要がないと認めるときは、郵便事業株式会社にその旨を通知しな

(交付前郵便物に係る関税の徴収)

第七十六条の二 前条第五項の規定による通知に係る郵便物(輸入されるものに限る。)について名あて人に交付される前のもの(以下この条において「交付前郵便物」という。)が亡失し、又は滅却されたときは、郵便事業株式会社から、直ちにその関税を徴収する。ただし、交付前郵便物が灾害その他やむを得ない事情により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合は、この限りでない。

2 第四十五条第二項(許可を受けた者の関税の納付義務等)の規定は、前項ただし書の承認について準用する。

3 交付前郵便物が亡失した場合には、郵便事業株式会社は、政令で定めるところにより、直ちにその旨を税関長に届け出なければならぬ。

4 第七十七条第一項中「郵便物が」を「郵便物(賦課課税方式が適用されるものに限る。以下この条から第七十七条の三まで及び第七十八条において同じ。)」に改める。

第六章第八節中第七十八条の二を第七十八条の三とし、第七十八条の次に第一条を加える。

(郵便物に係る輸出又は輸入の許可の取消し)

第七十八条の二 郵便事業株式会社は、輸出の許可を受けた郵便物であつて輸出されていないものについて、差出人から当該郵便物を取り戻す旨の請求があつた場合その他の政令で

定める場合には、直ちにその旨を税関長に通知するとともに、当該郵便物を当該輸出の許可を受けた際(第七十三条の二(輸出を許可された貨物とみなすもの)の規定により当該許可を受けたものとみなされる場合にあつては、第七十六条第五項(郵便物の輸出入の簡易手続)の規定により通知された際)に入れていた保税地域に入なければならない。

2 税関長は、前項の規定による通知を受けた場合において、同項の郵便物が同項の保税地域に入れられたときは、当該郵便物の輸出の許可を取り消さなければならぬ。

3 税関長は、前項の規定により輸出の許可を取り消したときは、第一項の差出人に對し、その旨を通知しなければならない。

4 前三項の規定は、輸入の許可を受けた郵便物であつて当該郵便物の名あて人に交付されていないものについて準用する。この場合において、第一項中「当該輸出の許可を受けた際(第七十三条の二(輸出を許可された貨物とみなすもの)の規定により当該許可を受けたものとみなされる場合にあつては、第七十六条第五項(郵便物の輸出入の簡易手続)の規定により通知された際)」とあるのは「当該輸入の許可を受けた際」と、前項中「第一項の差出人」とあるのは「当該郵便物の名あて人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三条の二第一項若しくは第二項(郵便物の保税運送)に改め、同条第六号中「第六十三条第五項本文」の下に「又は第六十三条の二第三項」を加える。

(関税暫定措置法の一部改正)

第四条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

第七条の三第一項中「平成十八年度」を「平成十九年度」に改め、同条第二項第三号中「及び同法第四十五条第一項ただし書」を「同法第四十一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四十五条第一項第三号」に改め、同項第五号中「以下「一般協定」を「第七条の六第四項第一号において「一般協定」に改める。」

第七条の四第一項中「平成十八年度」を「平成十九年度」に改める。

第七条の五第一項中「平成十八年度まで」を「平成十九年度まで」に改め、同項第一号中「第八条の七第一項」を「第八条の六第二項」に、「平成十八年度」を「平成十九年度」に改め、同項第二号中「平成十八年度」を「平成十九年度」に改め、同条第三項中「第八条の七第一項」を「第八条の六第二項」に改める。

第七条の六第一項、第二項及び第七項中「平成十八年度」を「平成十九年度」に改める。

第七条の八の見出しを「(経済連携協定に基づく関税の緊急措置)」に改め、同条第一項中「新たな時代における経済上の連携に関する日本国

官 報 (号 外)

条において「シンガポール協定」といふ。」を經濟連携協定(世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附屬書一Aの一千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条8(b)に規定する自由貿易地域を設定するための措置その他貿易の自由化、投資の円滑化等の措置を総合的に講ずることにより我が国と我が國以外の締約国(固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。)との間の経済上の連携を強化する条約その他の国際約束であつて、その適確な実施を確保するためこの法律に基づく措置を講ずることが必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。」に、「シンガポール協定第十四条1」を「当該經濟連携協定」に、「第八項」を「第六項及び第七項」に、「シンガポール特定貨物」を「特定貨物」に、「シンガポール協定第十八条1」を「当該經濟連携協定」に改め、「(一年以内に限る。)」を削り、同項第一号中「シンガポール協定附屬書I」を「当該經濟連携協定」に改め、同項第二号中「次のうちいづれか低い税率」を「関税税率法別表に定める税率」(第二条の税率の適用があるときは、その適用される税率)及び協定税率のうちいづれか低いものの(以下「実行税率」)と改め、イ及びロを削り、同条第二項を削り、同条第三項中の「第一項」を「前項」に、「シンガポール協定第十八条3(d)」を「当該經濟連携協定」に、「当該措置の開始の日から三年以内に限り、当該措置」を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「シンガポール協定第十八条3(c)」に規

二 指定された期間内に輸入される指定され  
一 指定された貨物について当該經濟連携協定に基づき更なる関税率の引下げを行うものとされている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、異なる関税率の引下げを行わないものとするこ  
7 政府は、前項の調査が開始された場合において、その調査の完了前においても、十分な証拠により、特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実を推定することができ、國民經濟上特に緊急に必要があると認められるときは、当該經濟連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間を指定し、次の措置をとることができる。  
7 条第六項中「シンガポール」を「我が國以外の締約国」に、「シンガポール協定第十八条4」を「当該經濟連携協定」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「シンガポール」を「我が國以外の締約国」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「シンガポール特定貨物」を「特定貨物」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。  
7 条第六項中「シンガポール」を「我が國以外の締約国」に、「シンガポール協定第十八条4」を「当該經濟連携協定」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「シンガポール」を「我が國以外の締約国」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「シンガポール特定貨物」を「特定貨物」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

8 政府は、第六項の調査が終了したときは、  
第一項の規定による措置をとる場合を除き、  
前項の規定により課された関税を速やかに還  
付しなければならない。同項の規定により課  
された関税の額が、同項の規定による措置が  
とられた期間内に輸入される同項の規定  
により指定された貨物につき、第一項の規定  
により関税が課されるものとした場合に課さ  
れる関税の額を超える場合における当該超え  
る部分の関税についても、同様とする。  
第七条の八第九項から第十一項までを削り、  
同条第十二項を同条第九項とする。

第七条の九及び第七条の十を次のように改め  
る。

第七条の九及び第七条の十 削除

第八条の二第三項中「第一項第一号及び第二  
号に掲げる物品これらの方に定める税率が無  
税とされているものを除く。」並びに別表第五に掲  
げる物品(関税定率法別表(別表第一に掲げる  
物品にあつては、同表)に定める税率が無税と  
されているもの)を「別表第五に掲げる物品以外  
のもの(関税定率法別表(別表第一に掲げる  
物品にあつては、同表)並びに同項第一号及び第二  
号に定める税率が無税とされている物品並びに  
期間並びに」に改め、同条第二項中「前条第一項  
同項第三号に掲げる物品」に、「又は第一項第一  
号」を「又は同項第一号」に改める。

掲げる物品以外のものに改める。

第八条の四第一項中「同法第六十二条」を「同法第六十一条の四」に、「(郵便物を受け取つた旨の通知)の規定による通知」を「(郵便物の輸出入の簡易手続)の規定による提示(課税標準となるべき価格が二十万円を超えるもの(寄贈物品であるものその他の政令で定めるものを除く。)に係るもの)を除く。第八条の六第四項において同じ。」に改める。

第八条の六の見出しを「(経済連携協定に基づく関税割当制度等)に改め、同条第一項中「メキシコ協定附属書」の日本国の中表」を「経済連携協定」に改め、「及び次条」及び「平成二十二年三月三十一日までに」を削り、同条第二項中「メキシコ協定附属書」の日本国の中表」を「経済連携協定」に改め、「輸出国」の下に「(固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。)」を加え、「(次条に規定する物品を除く。)」を削り、「メキシコ」が「当該経済連携協定の我が国外の締約国が」に改め、「平成二十二年三月三十日までに」を削り、同条第四項中「平成二十三年度までの」を削り、「メキシコ協定附属書」の日本国の中表」を「経済連携協定」に、「(郵便物を受け取つた旨の通知)の規定による通知」を「(郵便物の輸出入の簡易手続)の規定による提示」に改め、同条第五項中「メキシコ協定附属書」の日本国の中表」を「当該経済連携協定」に、「注釈番号」を「番号その他の記号」に改める。

第八条の七及び第八条の八を次のように改める。

第八条の七及び第八条の八 削除

第九条第二項中「メキシコ協定附属書」の日本国の中表」を「経済連携協定」に改める。

官 報 (号 外)

(同法第四十三条第一項「保税工場に」を「保税工場  
自由貿易地域における事業の認定」の認定(同項  
第二号に掲げる事業に係るものに限る。)を受けた者  
がした関税法第六十一条の五第一項(保税  
工場の許可の特例)の規定による届出により同  
条第二項の規定により同法第五十六条第一項  
(保税工場の許可)の許可を受けたものとみなさ  
れる場所で、当該認定に係る事業の用に供する  
沖縄振興特別措置法第四十一条第一項(自由貿  
易地域の指定)の規定により自由貿易地域とし  
て指定された地域又は同法第四十二条第一項  
(特別自由貿易地域の指定)の規定により特別自  
由貿易地域として指定された地域の区域内にあ  
る土地又は施設に係るものと含む。)に改め、  
「(保税工場の許可)」を削り、「平成十九年九  
月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」  
に改める。

第十四条第一項中「平成十九年三月三十一日」  
を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

第十七条中「若しくは」を「又は」に改め、「記  
避した者は」の下に「一年以下の懲役又は」を加

別表第一「第一〇四〇二・一〇号中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改め、同表第一〇〇一・一〇号、第一〇〇一・九〇号、第一〇〇三・〇〇号、第一〇〇八・九〇号、第二一〇一・〇〇号、第二一〇二・九〇号、第二一〇三・一一号から第二一〇三・二〇号まで、第一一〇四・一九号、第一一〇四・二九号、第二一〇八・一一号、第一九〇一・二〇号、第一九〇一・九〇号、第一九〇四・一〇号から第一九〇四・九〇号まで及び第二一〇六・九〇号中「及び同法第四十五条第一項ただし書を「同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等」として輸入されるもの並びに同法第四十五条第一項第三号」に改める。

別表第一の三中「平成一九年三月三一日」を「平成二〇年三月三一日」に改め、同表第〇四〇二・一〇号中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別表第一の三の二、別表第一の六及び別表第二の八中「平成一九年三月三一日」を「平成二〇年三月三一日」に改める。

別表第四及び別表第五を次のように改める。

三	関税率表第四一〇一・一〇号の二、第四一〇一・五〇号の二、第四一〇一・九〇号の二、第四一〇四・一一号の二、第四一〇四・一九号の二、第四一〇四・四一号の一の〔〕若しくは二、第四一〇四・四九号の一の〔〕若しくは二、第四一〇五・三〇号の一、第四一〇六・二二号の一、第四一〇七・一一号の二、第四一〇七・一二号の二、第四一〇七・九二号の二、第四一〇七・九九号の二、第四一一二・〇〇号の二の〔〕又は第四一一三・一〇号の二の〔〕に掲げる物品	六	関税率表第四一〇一・一〇号の二、第四一〇一・九〇号までに掲げる物品	四
五	関税率表第五〇〇一・一〇号に掲げる物品	七	関税率表第五〇〇一・一九号の一又は第四六〇一・九四号の三の〔〕に掲げる物品	三
六	関税率表第五〇〇一・一〇号に掲げる物品			
七	関税率表第五〇〇一・一九号の二、第五二〇五・一二号の一、第五二〇五・一三号の二、第五二〇五・一四号の二、第五二〇五・一五号の二、第五二〇五・二一号の二、第五二〇五・二三号の二、第五二〇五・二三号の二、第五二〇五・二四号の二、第五二〇五・二六号の二、第五二〇五・二七号の二、第五二〇五・二八号の二、第五二〇五・三一号の二、第五二〇五・三二号の二、第五二〇五・三三号の二、第五二〇五・三四号の二、第五二〇五・三五号の二、第五二〇五・四一号の二、第五二〇五・四二号の二、第五二〇五・四三号の二、第五二〇五・四四号の二、第五二〇五・四六号の二、第五二〇五・四七号の二、第五二〇五・四八号の二、第五二〇六・一一号の二、第五二〇六・一二号の二、第五二〇六・一三号の一、第五二〇六・一四号の二、第五二〇六・一五号の二、第五二〇六・二一号の二、第五二〇六・二二号の二、第五二〇六・二三号の二、第五二〇六・二四号の二、第五二〇六・二五号の二、第五二〇六・三一号の二、第五二〇六・三二号の二、第五二〇六・三三号の二、第五二〇六・三三号の二、第五二〇六・三四号の二、第五二〇六・三五号の二			

## 官報(号外)

別表第五	項名	品目	九	二、第五二〇六・四一号の二、第五二〇六・四二号の二、第五二〇六・四三号の二、第五二〇六・四五号の二、第五二〇六・四五号の二の〔〕、第五二〇七・一〇号の二の〔〕、第五二〇七・九〇号の二の〔〕、第五二〇八・一〇号から第五二〇八・四九号まで、第五二〇九・一一号から第五二〇九・四九号まで、第五二一〇・一一号から第五二一・一・四九号まで、第五二二・一一号から第五二二・一・四九号まで、第五二二・一一号から第五二二・一・四九号まで又は第五二二・二一号から第五二二・二四号までに掲げる物品
			八	関税率表第五二〇八・五一号から第五二〇八・五九号まで、第五二〇九・五一号から第五二〇九・五九号まで、第五二一〇・五一号、第五二一〇・五九号、第五二二・五一号から第五二二・五九号まで、第五二二・一五号又は第五二二・二五号に掲げる物品のうちろけつ染めしたもの(手工業によりろけつ染めしたものであることが、原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る)以外のもの
			七	関税率表第五二〇九・五九号の二又は第五二〇九・五九号の三に掲げる物品のうち
			六	たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)の卵
			五	若しくは二の〔〕、第一〇三〇四・二九号の〔〕、第一〇三〇四・九九号の〔〕、第一〇三〇五・一〇号、第一〇三〇五・五一号、第一〇三〇五・六一號から第一〇三〇五・六三号まで、第一〇三〇五・六九号の〔〕、第一〇三〇七・二一號、第一〇三〇七・二九号、第一〇三〇七・四九号の〔〕、第一〇三〇七・九一號の〔〕又は第一〇三〇七・九九号の〔〕(若しくは二の〔〕若しくは二の〔〕に掲げる物品
			四	関税率表第六一類に掲げる物品(関税率表第六一二三・〇〇号の一及び第六一二七・八〇号の一に掲げる物品並びに第六一二六・一〇号の一の〔〕及び二の〔〕に掲げる物品のうち手袋を除く)
			三	関税率表第六二・〇一項から第六二・〇八項まで、第六二〇九・二〇号の二の〔〕若しくは〔〕のB、第六二〇九・三〇号の二の〔〕若しくは〔〕のB、第六二〇九・九〇号の二の〔〕若しくは〔〕のB、第六二・一〇項又は第六二・一一項に掲げる物品
			二	関税率表第六三・〇二・一〇号、第六三・〇二・四〇号、第六三・〇三・一二号、第六三・〇三・一九号、第六三・〇四・一一号又は第六三・〇四・九一號に掲げる物品
			一	関税率表第六四・〇三項、第六四・〇四項、第六四・〇五・一〇号の一若しくは二又是第六四・〇五・九〇号の一に掲げる物品

二	関税率表第六四・〇七・九一號の四の〔〕に掲げる物品のうち
	軟体動物(赤貝(生きているものに限る)、あわび、あさり及びしじみを除く)
	関税率表第六三・〇七・九九号の〔〕の四のBに掲げる物品のうち
	あわび、あさり及びしじみ以外のもの
	関税率表第六三・〇七・九九号の二の四のBに掲げる物品のうち
	はまぐり(乾燥したものに限る)以外のもの
一	関税率表第六三・〇七・九一號の四の〔〕に掲げる物品のうち
	軟体動物(赤貝(生きているものに限る)、あわび、あさり及びしじみを除く)
	関税率表第六三・〇七・九九号の〔〕の四のBに掲げる物品のうち
	あわび、あさり及びしじみ以外のもの
	関税率表第六三・〇七・九九号の二の四のBに掲げる物品のうち
	はまぐり(乾燥したものに限る)以外のもの
二	関税率表第一〇〇五・九〇号の〔〕に掲げる物品のうち
	関税率定率法第二三條第一項の規定の適用を受けないもの(第八条の五第二項において準用する同法第九条の二第一項の規定により割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するもの以外のものに限る)
	関税率表第一〇〇六・一〇号から第一〇〇六・四〇号までに掲げる物品のうち
	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するものの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの、同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の證明を受けて輸入されるもの並びに同法第四九条第一項の規定により政府が貸付けを行つた米穀(これに準ずるものとして政令で定めるものを含む)の返還に係るもので輸入されるもの以外のもの

官 報 (号 外)

				三 関税率表第一一〇二・九〇号の三、第一一〇三・一九号の四、第一一〇三・一〇号の三の〔〕、第一一〇四・一九号の二の〔〕、第一一〇四・二九号の二又は第一一〇八・二〇号に掲げる物品
			四 関税率表第一一〇二・二〇号の〔〕又は〔〕に掲げる物品	第八条の五第二項において準用する関税定率法第九条の二第一項の規定により割当を受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するもの(でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ぱい焼でん粉若しくはスター・チゲルーの製造に使用するものに限る。以外のもの
		五 ひじき(ヒジキア・フスイフオルミス)及びわかめ(ウンドリア・ピンナティフィダ)以外のもの	関税率表第一一七〇一・一一号の〔〕、第一七〇一・一二号の〔〕、第一七〇一・九一号、第一七〇一・九九号、第一七〇一・三〇号の二の〔〕又は第一七〇一・九〇号の五の〔〕のAに掲げる物品	関税率表第一一七〇一・四〇号の二又は第一七〇一・六〇号の二に掲げる物品のうち砂糖を加えたもの
		六 関税率表第一一七〇一・九〇号の一に掲げる物品のうち 分みつ糖のもの	関税率表第一九〇一・二〇号の〔〕のA若しくはDの〔〕若しくは〔〕、第一九〇一・九〇号の〔〕のA若しくはDの〔〕、第一九〇四・一〇号の〔〕又は第一九〇四・二〇号の〔〕に掲げる物品	関税率表第一九〇一・九〇号の〔〕又は第一九〇四・九〇号の一に掲げる物品のうち 米の含有量が全重量の三〇%を超えるもの
七 関税率表第二一〇六・九〇号の〔〕のEの〔〕のハの〔〕に掲げる物品のうち各成分のうち第一一七〇一・二〇号の物品の重量が最大のもの	八 関税率表第二一〇六・九〇号の〔〕のEの〔〕のハの〔〕に掲げる物品のうち			

		関税率表第二二一〇六・九〇号の二の〔〕のEの(b)のハの口のIIのIIIに掲げる物品のうち 第一二一一・二〇号の物品(ひじき(ヒジキア・フスイフオルミス)を除く。)のも
八	関税率表第三五〇三・〇〇号の三に掲げる物品	
九	関税率表第四二・〇三項に掲げる物品	
一〇	関税率表第四三〇二・一九号から第四三〇二・三一〇号まで、第四三〇三・一〇号又は第四三〇三・九〇号に掲げる物品のうち 羊、やぎ又はうさぎのもの	
一一	関税率表第六四・〇一項、第六四・〇二項又は第六四・〇六項に掲げる物品	
一二	関税率表第九一・二三・九〇号の一に掲げる物品	
		の二の改正規定(同法第九号の次に一号を加える部分を除く。)、同法第一百十五条の改正規定並びに第四条中関税暫定措置法第十七条の改正規定並びに附則第十三条の規定 平成十九年六月一日
		の改正規定及び同法第一百三十六条の二の改正規定並びに第四条中関税暫定措置法第十七条の改正規定並びに附則第十一条中通関業法(昭和四十二年法律第百二十二号)第六条の改正規定及び附則第十三条の規定 平成十九年六月一日
		の改正規定及び同法第二十六条の改正規定、同法第七十五条の次に一条を加える改正規定、同法第十八条の二の改正規定、同法第二十四条の改正規定、同法第二十六条规定の改正規定、同法第七十五条の改正規定、同法第七十六条の改正規定、同法第一百八条の四から第一百九条の二までの改正規定、同法第一百四条の改正規定、同法第一百十三条の三から十一条の改正規定、同法第一百四条の施行の日(平成十九年七月一日)
三	第二条中関税法第四条の改正規定、同法第七条の二第二項の改正規定(当該許可ごと	

に」を削る部分に限る。)、同法第三十四条の改正規定、同法第四十一条の改正規定、同法第五十条から第五十五条までの改正規定、同法第六十一条の三の次に二条を加える改正規定、同法第六十二条の改正規定、同法第六十三条の改正規定、同法第七十九条の改正規定、同法第一百一条の改正規定、同法第一百五条の改正規定及び同法第一百十五条の二第八号の改正規定並びに第四条中関税暫定措置法第八条の四第一項の改正規定(同法第六十二条)を「同法第六十一条の四」に改める部分に限る。)及び同法第十三条第一項の改正規定(平成十九年三月三十一日)を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。)並びに附則第六条中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第二百二十二号)三十一年法律第三十七号)第二条の改正規定、同法第三条の改正規定、附則第七条中輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律(昭和三十九年法律第三十七号)第二条の改正規定、同法第十一条の改正規定、附則第十一条中通関業法第二条第一号イの(1)の四の改正規定並びに附則第十四条の規定 平成十九年十月一日

五 費税の徴収等に関する法律第七条の改正規定及び同法第二十四条の改正規定 郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)の施行の日  
五 第三条の規定並びに第四条中関税暫定措置法第八条の四第一項の改正規定(「同法第六十二条」を「同法第六十一条の四」に改める部分を除く。)及び同法第八条の六第四項の改正規定(「郵便物を受け取つた旨の通知」の規定による通知を「郵便物の輸出入の簡易手続の規定による提示」に改める部分に限る。)並びに次条、附則第六条中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第九条の改正規定、附則第八条の規定、附則第十条の規定及び附則第十二条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

六 第五条の規定及び附則第九条の規定 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の効力発生の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

六 第二条 前条第五号に掲げる規定の施行の日前に、第三条の規定による改正前の関税法第七十六条第三項の規定による通知がされた郵便物については、なお從前の例による。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 平成十九年度に限り、第四条の規定による改正後の関税暫定措置法第七条の五の規定の適用については、同条第一項第一号中「第八条

第六第二項とあるのは「第八条の六第二項又は  
関税定率法等の一部を改正する法律(平成十九  
年法律第二号)第四条の規定による改正前  
の関税暫定措置法第三項において「旧暫定法」  
という。)第八条の七第一項」と、同条第三項中  
「第八条の六第二項」とあるのは「第八条の六第  
二項又は旧暫定法第八条の七第一項」とする。  
(罰則に関する経過措置)

(政令への委任)

第五条 附則第二条から前条までに規定するもの  
のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置  
は、政令で定める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及  
び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並  
びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する  
協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する  
法律の一部改正)

第六条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協  
力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区  
域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する  
協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する  
法律の一部を次のように改正する。

第七条 本法中「保税工場」の下に「関税法  
第六十一条の五第二項の規定により同法第五十  
六条第一項の許可を受けたものとみなされる場  
所を含む。」を加え、「同条第一号」を「前条第二  
号」に改める。

第九条の見出しを「(税關検査の免除等)」に改

め、同条中「左に」を「次に」に改め、同条に次の  
一項を加える。

2 合衆国軍事郵便線路上にある郵便物につい  
ては、関税法第三十条第一項本文、第六十三  
条の二及び第七十六条第三項の規定は適用し  
ない。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する  
法律の一部改正)

第七条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する  
法律の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「規定する保税工場」の下に  
「(同法第六十一条の五第二項(保税工場の許可  
の特例)の規定により同法第五十六条第一項の  
許可を受けたものとみなされる場所を含む。)」  
を加える。

第三条第一号中「関税法第六十二条」を「関税  
法第六十一条の四」に改める。

第四条第二項中「第四十二条」を「第四十二条  
第一項」に改め、「規定する保税蔵置場」の下に  
「(同法第五十条第二項(保税蔵置場の許可の特  
例)の規定により同法第四十二条第一項の許可  
を受けたものとみなされる場所を含む。)」を加  
える。

第七条第二項中「書類」を「書面」に改め、同条  
第三項中「受け取る際」を「受け取る時までに」  
に、「納付しなければ」を「納付し、又は次項若  
しくは第五項の規定によりその内国消費税の納  
付を郵便事業株式会社に委託しなければ」に改  
め、「( )」の場合の下に「(当該郵便物を受け取  
る。)」を加え、同条第五項を同条第八項とし、  
同条第四項中「に係る同項の書類」を「の名であ  
る。」を加え、同条第五項を同条第八項とし、

人が第三項の規定により当該郵便物に係る内国消費税を納付し、又は第四項若しくは第五項の規定により当該郵便物に係る内国消費税に相当する額の金銭を郵便事業株式会社に交付した場合には、当該郵便物に係る第一項の書面」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

便事業株式会社に委託する場合について準用する。この場合において、同法第七十七条の

二第二項中「前項」とあるのは「輸入品に対する

る内国消費税の徵収等に関する法律第七条第四項又は第五項」と、「第十二条」とあるのは

**第八条** 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

いときは、税関長は、第一項に規定する承認を受けた者から」を「次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、税関長は、当該各号に定める者から」に改め、同項に次の各号を加える。

第一項に規定する承認を受けた課税物品  
が関税法第六十三条第四項(同法第六十四

条第二項において準用する場合を含む。)の規定により指定された期間内に重量先に削

二 第一項に規定する税関長への届出をした  
課税物品が関税法第六十五条の二第一項  
(運送先に到着しない郵便物に係る関税の  
徴収)に規定する期間内に運送先に到着し  
ない場合 当該届出をした者

### 第九条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する事項

する法律の一部を次のように改正する。

(国税徴収法)の一部改正) 第一四条第一項第六号及び第七号を削る

(國稅徵收法)一部改正

七号)の一部を次のよう改正する。

第十一章中「第八章第一項第二号若くは第

第一二条中第八条第一項第二号若レハ第七号ニ

に改める。

## (通関業法の一部改正)

**第十一條** 通関業法の一部を次のよう改正す

二三の問題

**第二条第一号イの(1)中「若しくは指定」を削**

「若しくは承認を得、又は指定を受ける」を

「又は承認を得る」に改め、同号イの(1)の中

「又は指定」を削り、同号イの(1)の四中「保税

工場若しくは」を「(関税法第五十条第二項の規

卷之三

定により同法第四十二条第一項の許可を受けたものとみなされる場所を含む)、保税工場(同法第六十一条の五第二項の規定により同法第五十六条第一項の許可を受けたものとみなされる場所を含む。以下この号において同じ。)若しくは「に、「関税法」を「同法」に改め、同条第二号中「行なう」を「行う」に改める。

第六条第四号イ中「又は第百十三条の三」を削る。

#### (消費税法の一部改正)

第十二条 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第十号中「規定する外国貨物」の下に「(同法第七十三条の二(輸出を許可された貨物とみなすもの)の規定により輸出を許可された貨物とみなされるものを含む。)」を加える。

第七条第一項第二号中「第八条第一項第二号」を「第八条第一項第三号」に改める。

#### (弁理士法の一部改正)

第十三条 弁理士法(平成十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第三号中「若しくは第三項(同法第一百八条の四第二項に係る部分に限る。)」を「第三項(同法第一百八条の四第二項に係る部分に限る。)若しくは第五項(同法第六十九条の二第一項第三号及び第四号に係る部分に限る。)」に、「若しくは第三項(同法第一百九条第二項に係る部分に限る。)」を「第三項(同法第一百九条第二項に係る部分に限る。)若しくは第五項(同法第六十九条の二第一項第三号及び第四号に係る部分に限る。)」に改める。

第十四条 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第四十六条中「手数料」の下に「(第四十三条第一項の認定(同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。)を受けた者がした同法第五十条第一項又は第六十一条の五第一項の規定による届出により同法第五十条第二項又は第六十二条第一項又は第六十三条第一項の許可を受けたものとみなされる場所で、当該認定に係る事業の用に供する自由貿易地域又は特別自由貿易地域の区域内にある土地又は施設に係るもの的手数料を含む。)」を加える。

第四十七条中「における関税法」を「(第四十三条第一項の認定(同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。)を受けた者がした同法第六十条第一号の次に一号を加える改正規定及び附則第一条第四号中「第六十九条の八第一項第五号」を「第六十九条の十一第一項第五号」に改める。)(検討)

第十七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第二条及び第三条の規定による改正後の関税法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、同法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

由貿易地域の区域内にある土地又は施設に係る事業の用に供する自由貿易地域又は特別自由貿易地域の区域内外に於ける同法における同法の適用の範囲を擴充すること。

株式等の取引に係る決済の合理化を図るために社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正

最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、特例申告制度に係る指定貨物制度の廃止、一定額を超える郵便物に対する申告納稅方式及び輸出入申告制度の適用、暫定関税率の適用期限の延長、後発開発途上国に対する特別特惠関税制度の拡充、経済連携協定関連規定の整備並びに虚偽申告等に対する罰則の引上げ等について、所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

#### (沖縄振興特別措置法の一部改正)

第十四条 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第四十六条中「手数料」の下に「(第四十三条第一項の認定(同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。)を受けた者がした同法第五十条第一項又は第六十一条の五第一項の規定による届出により同法第五十条第二項又は第六十二条第一項又は第六十三条第一項の許可を受けたものとみなされる場所で、当該認定に係る事業の用に供する自由貿易地域又は特別自由貿易地域の区域内にある土地又は施設に係るもの的手数料を含む。)」を加える。

第五十六条 関税定率法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第七条のうち関税法第六十九条の八第一項第五号の次に一号を加える改正規定及び附則第一条第四号中「第六十九条の八第一項第五号」を「第六十九条の十一第一項第五号」に改める。(検討)

第十七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第二条及び第三条の規定による改正後の関税法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、同法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

法令を遵守する体制を整えて輸出入者等に対する特例措置の拡充及び国際郵便物に係る輸出入通関手続の見直しを行うほか、経済連携協定を実施するための規定の整備等を行うこと。

2 税関における水際取締りの強化 貨物の税關における水際取締りの強化

3 特惠関税制度の改正 貨物の税關における水際取締りの強化

4 暫定関税率等の適用期限の延長 平成十九年三月三十日に適用期限が到来する暫定関税率等の適用期限の延長を行うこと。

5 その他 個別品目の関税率の改正等、所要の規定の整備を行うこと。

6 施行期日 この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成十九年四月一日から施行すること。

なお、以上の改正により、平成十九年度において十億円の減収が見込まれる。

#### 関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

二百七十八条第一項に改め、同法第六十九条の十二第三項の改正規定中「第六十九条の十二第三項」を「第六十九条の十五第三項」に、「第三百条第一項」を「第二百七十八条第一項」に改め

一 議案の目的及び要旨 本案は、最近における内外の経済情勢の変化に對応する等の見地から、関税率について所要の措置を講ずるほか、税關における通関制度の改革及び水際取締りの強化等を図るものであり、その主な内容は次のとおりである。

二 本案の内容 (関税定率法等の一部を改正する法律の一部改正)

三 改正の内容 (関税定率法等の一部を改正する法律の一部改正)

四 改正の効力 (関税定率法等の一部を改正する法律の一部改正)

五 改正の施行期日 (関税定率法等の一部を改正する法律の一部改正)

六 改正の施行日 (関税定率法等の一部を改正する法律の一部改正)

官 報 (号外)

二 議案の可決理由

本案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、関税率について所要の措置を講ずるほか、税関における通関制度の改革及び水際取締りの強化等を図るものであり、時宜に適うものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十九年三月二十三日

財務金融委員長 伊藤 達也

衆議院議長 河野 洋平殿

〔別紙〕

関税率法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 関税率の改正に当たつては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、国民経済的観点に立つて国民生活の安定に寄与するよう努めること。

なお、関税の執行に当たつては、適正・公平な課税の確保により一層努めること。

一 高度情報化社会の急速な進展により、経済取引の国際化及び電子商取引等の拡大が進む状況下で、税関における事務の一層の情報化・機械化を図るとともに、従来にも増した執行体制の整備に特段の努力を行うこと。

一 最近におけるグローバル化の著しい進展による貿易量、出入国者数の伸長等に伴う業務量の

増大、銃砲、覚せい剤等不正薬物、知的財産侵

害物品、ワシントン条約該当物品、テロ関連物

資等に係る水際取締りの国際的・社会的重要性

性、経済連携協定の進展による貿易形態の一層

の複雑化の様相にかんがみ、高度の専門知識を

し、職務に従事する税関職員の定員の確保はも

とより、その待遇改善並びに機構・職場環境の

整備・充実、更には、より高度な専門性をめざ

した人材の育成等に特段の努力を行うこと。

特に、国民の安心・安全の確保を目的とする

テロ・治安維持対策の遂行及び後発開発途上国

に対する無税無控措置の拡充に伴う原産地規則の適正な運用に当たつては、その重要性に十分配慮した定員の確保及び業務処理体制の実現に努めること。

官 報 (号 外)

第明治二十九年三月三十日  
種郵便物認可

平成十九年三月二十三日 衆議院会議録第十六号

発行所
二東京一〇番地 独立行政法人 行政法人 国際化 門四 印刷局 丁目
電話
03 (3587) 4294
定価
(本体 二三〇円 一部 一一〇円)